

令和 6 年

富士川町議会 6 月定例会会議録

令和 6 年 6 月 7 日 開会

令和 6 年 6 月 14 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 6 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 7 日

令和6年第2回富士川町議会定例会（1日目）

令和6年6月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 令和5年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 令和5年度富士川町一般会計継続費繰越費の件 |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 9 | 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 10 | 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 11 | 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 12 | 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 13 | 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 14 | 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第 15 | 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 16 | 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 17 | 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町損害賠償の額を定め和解することについて） |
| 日程第 18 | 議案第 46 号 富士川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための |

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 47 号 令和 6 年度富士川町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 20 議案第 48 号 令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21 議案第 49 号 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結について
日程第 22 議案第 50 号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

2 出席議員は次のとおりである。（13 名）

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

10 番	青 柳 光 仁	12 番	井 上 光 三
------	---------	------	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
税務課長	望月聡	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	原田和佳	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	一之瀬三千	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	山形謙一郎	都市整備課長	井上勝彦
上下水道課長	長澤康	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	依田正紀
書記	井上直子

午前 10 時 00 分

○議会事務局長（依田正紀君）

開会前に、表彰の伝達を行います。

堀内春美議長及び青柳光仁議員が、山梨県町村議会議長会から、議会議員 10 年以上の在職者として、自治功労者表彰をされましたので、ここで伝達を行います

なお、伝達は秋山副議長が行います。

○副議長（秋山仁君）

（ 以下、賞状の朗読 ）

○議会事務局長（依田正紀君）

以上で、伝達を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第 44 号をもって招集されました、令和 6 年第 2 回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 2 回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川 C A T V が町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第 2 回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6 月に入り、吹く風に初夏の気配を感じ、あじさいの花がいつそう鮮やかに映える季節を迎えます。気象庁が発表した、6 月から 8 月の天気の見通しによりますと、今年の夏は、全国的に平年並みの気温が予想されておりますが、一部の地域では、平年よりも高温になる可能性があると言われております。また、梅雨明けは例年通り 7 月中旬から下旬にかけて見込まれており、特に 6 月から 7 月にかけて、大雨が予想されるため、土砂災害や洪水などに十分な警戒が必要となります。梅雨明け後は、高温多湿の日が続き、猛暑日も増えることが予想されますので、熱中症対策や、適切な水分補給に心がけ、健康管理には十分注意していただくようお願いいたします。

このような中、去る 5 月 26 日に富士川町において「洪水から守ろう みんなの地域」をスローガンに、山梨県水防訓練が開催されました。この訓練は、水防工法、災害応急対策、救助などの技術の向上と、地域住民の防災意識の高揚を目的として実施され、多くの自治体

や、関係機関が参加し、参加者一同が実際の災害に備え、迅速かつ的確な対応ができるよう訓練を行いました。この訓練を通じて、地域の防災力の向上に大いに寄与したものと確信しております。

次に、内閣府が発表した経済報告によりますと、国内経済は緩やかな回復基調を維持しているものの、世界的な不確実性やインフレ圧力など、依然として慎重な姿勢が求められる状況にあります。特にエネルギー価格の高騰が、引き続き経済に影響をあたえており、これらの対応が重要だと考えております。県内においても、観光業や農業に大きな影響がでておりますが、地域経済再生に向けて努力を続けていることと思います。具体的には、観光業の回復が顕著であり、特に富士山周辺やワイン産業における観光客が見受けられます。一方で、農業分野では、果樹栽培における気候変動の影響が懸念されており、今後の対策が求められます。また、地域経済の持続的な発展のために、私たち一人一人が協力し、支え合うことが求められております。

こうした中、政府が税制改革の一環として、景気の刺激や個人消費の促進、低所得者層の負担軽減などを目的に、一定金額を一律に減税する、定額減税を実施します。町においても、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を緩和し、町民の生活支援及び地域における消費喚起を図る目的に「ふじかわスマイル商品券事業」第3弾が実施されます。皆様には是非、この機会に地域の店舗をご利用いただき、地域経済の発展にご協力いただければと考えております。

私たち議員も、4年の任期は残り半分を切りました。議会の質の向上、さらなる議会改革を進め、議員一丸となって、その役割を十分発揮し、取り組んでいかなければならないと考えております。今定例会は条例改正をはじめ、補正予算などについて、審議をお願いすることとなります。また、委員会所管・構成が変わってはじめての定例会となりますので、各常任委員会を開催し、一般所管の調査を行うこととしております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な議論をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番青柳光仁君及び12番井上光三君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から14日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３ 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては１１日の本会議で、議事日程により審議をお願いします。

なお、報道機関及び広報担当より、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和６年６月 富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中を、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから町政推進のため、格段の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、本町の名誉町民でおられました長澤利久氏が、去る３月１３日、８５歳で御逝去されました。長澤利久氏は、昭和１３年旧増穂町天神中條に生まれ、慶應義塾大学をご卒業後、１年間の商社勤務を経て、白麦米株式会社に入社、以来同社専務取締役、代表取締役、代表取締役会長を経て相談役となられました。

長澤利久氏は、国内産大麦を主原料とする食用精麦の製造販売を国内トップ企業に育てるとともに、製粉、製麺、そば製麺、麦茶製造、単体飼料製造、更には米穀卸売業などの経営の多角化を進めるなかで、精麦業界全体の発展に尽力されました。

長澤利久氏は、地域住民の積極的な雇用を図るなど、地域振興と地域住民の生活の安定に積極的な貢献をされました。

また、町内イベントへの支援はもとより、「ＮＰＯ法人富士川・夢・未来」の設立により峡南地域の振興に多大な貢献をされました。さらには、山梨県民が全国に誇れるものとの発想から、地元サッカークラブ「ヴァンフォーレ甲府」の支援にあたるなど地域振興に大きな貢献をされました。

長澤利久氏は、平成１４年、全国精麦工業協同組合連合会会長や山梨県経営者協会会長、山梨県法人会連合会副会長、鯉沢法人会会長など、諸団体の役職等を務められ、地域社会の発展に貢献されました。

こうした数々の偉大な御功績に対し、平成２７年３月８日、富士川町において、名誉町民の称号を贈呈したところです。

長澤利久氏の数々の功績に敬意を表し、富士川町の更なる成長と発展に向けて、「暮らし

と自然が輝く交流のまち」を目指して、まちづくりに邁進することを誓うものであり、長澤利久氏のご冥福を町民の皆さまとともに心よりお祈り申し上げる次第です。

さて、町の施策展開の方針として、昨年度は公民連携元年と位置づけ活動の種をまいた年であり、令和6年度はその施策をより一層加速させ、蒔いた発展の芽を伸ばしていく成長の年と位置づけて活動してきました。その成果報告として、まず、ふるさと納税の倍増が挙げられます。

これは、令和5年6月に設立した「株式会社ふじかわまちづくり公社」が中心となった活動であり、新たな返礼品等の調査研究やSNSを活用し、町の魅力を発信するなどのPR・広報活動を実施してきた結果、令和4年度では9600万円程だったふるさと納税の寄付額が、令和5年度には2億円を突破し、前年度比が、およそ2倍超となりました。今後も魅力ある返礼品の開発や、自治体の積極的なPRにより、ふるさと納税の税収入の確保に努めていきます。

次に、令和5年度より実施している、公民連携推進機構との事業連携についてです。

一般社団法人公民連携推進機構は、地方創生に寄与することを目指し、民間企業と地方自治体の連携を促進する組織であり、民間企業の活力や資金、国の交付金や補助金を活用し、地方自治体の活性化を支援している組織です。

今回行う事業連携についても自主財源を使わずに行う、自治体DX化の実証実験としての「ふじかわゼロプロジェクト」の取り組みであり、現在、庁舎案内AIロボットが正面玄関にて稼働中です。新庁舎が開庁し、1年半経ちますが、未だに新庁舎になれていない来庁者の方々が多くいらっしゃいますので、6月4日から6月14日まで正面玄関入口に案内ロボットを試験的に導入し、来庁者の利便性を図っていきます。今後も、公民連携推進機構と連携し、先進的な自治体DX事業等を取り入れながら住民サービスの向上と業務効率化に努めて参ります。

次に農村RMO形成推進事業についてです。町では、地域の課題を解決し、持続可能な農業・農村を確立していくため、農村RMOの育成を推進することとしました。そして、本年2月には、春米、平林、穂積の3地区における協議が整い「ふじかわRMO未来会議」が設立されました。この事業については、国への交付金の申請をしており、首都圏内では初の取組となります。こうしたことから、わが町の先進事例を視察するため、5月には長野県喬木村村議会が「ふじかわRMO未来会議」の視察に訪れていただきました。また、6月19日には関東農政局の農村計画課長が来町される予定であり、農村RMOについての意見交換会や現地視察を計画しています。

次にクールシェアの取り組みについてです。毎年、夏には40度近い気温になり、健康上、クーラーの使用が不可欠になります。ここ最近の電気代の高騰により、家庭では節電が余儀なくされている状況でした。そこで富士川町では、昨年7月24日に町内の4か所の公共施設において、涼を共有する「クールシェア」をいち早く行い、家庭での節電にも努めて参りました。このように町独自の取り組みとして昨年実施したクールシェアの取り組みは、SDGsを推進する取り組みとして、全国的にその有効性が認識され、本年からは国の施策としても実施して行くこととなりました。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。

はじめに、富士川親水公園ドッグランオープンについてです。この、ドッグランは、町の単独事業でありながら、一般財源ではなくふるさと納税を原資として整備された、新しい事業モデル「ふじかわゼロプロジェクト」の第1号施設と位置づけています。ドッグランの利用は無料で、家族の一員である、飼い犬が安心・安全に利用できるよう登録制としたところであり、より多くの皆様に利用できるようアプリでの登録も可能としたところです。富士川親水公園北側の未利用地に整備を進めていたドッグランは、5月末に完成し、来る6月9日（日）にオープンする運びとなりました。当日は、オープニングイベントとして、富士川町出身の小池省吾様による「わんちゃん写真撮影会」と、ペットオーライ株式会社による「しつけ認定会」を開催いたします。今後は、ペットオーライ株式会社とともに、ペットツーリズムを推進し、ペットと一緒に本町を訪れていただけるよう、アプリなどのデジタル技術を駆使した施策を展開し、町内への経済効果を図って参ります。

次に、町制施行15周年記念事業についてです。「夢！未来挑戦！inふじかわ15周年」をキャッチフレーズとして、全体の事業を展開しております。

まず15周年の最初のイベントが、大法師さくら祭りになります。第43回大法師さくら祭りを3月23日（土）から4月4日（木）までの13日間開催し、町制施行15周年イベントとして、『夜桜を彩る、光と音のライティング』と『日本名所100選～大法師さくら祭フォトコンテスト』を行いました。ライティングでは、音に合わせて変化する光が夜桜を彩り、特別な空間を演出し、訪れた方々に感動を与えました。また、フォトコンテストでは、大法師さくら祭りの特色を活かしたすばらしい写真が多く寄せられ、町の魅力を再発見する素晴らしい機会となりました。受賞作品は町の広報誌及びホームページへの掲載や町民ギャラリーに展示し、多くの方々にご覧いただいております。このような取り組みが、町の魅力を内外に発信し、さらに多くの人々を引きつけるきっかけとなることを願っております。

次の記念事業として、6月1日に行われた富士川町魅力発信アンバサダーの秋野暢子さんの講演会「元気にあきらめない」が行われました。今後の事業としては、6月30日の落語まつり、7月27日はデジタル体験イベント、10月27日には山車巡行祭りを計画しております。このほか、楡形山トレッキングをはじめとする既存のイベントや文化ホールで行われる自主事業にも「町制施行15周年記念」の冠をつけて、町民の皆様とともに15周年を盛大にお祝いして参りたいと考えております。

次に、「ふじかわスマイル商品券（第3弾）事業」についてです。コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、一人一律3000円分の商品券を発行し、住民の生活支援と地域経済の活性化を図るものです。この商品券は、登録済みの取扱店で使用できる買い物券で、500円券を6枚で1冊として、大型店と町内店の共通券3枚、町内店の専用券3枚となっております。5月中に簡易書留郵便にて全世帯に配布し、6月1日からご利用いただいております。引き続き11月30日までの利用期間内にご利用いただきたいと考えております。

次に、定額減税補足給付金（調整給付）支給事業についてです。近年の物価高に賃金上昇

が追いついていないことから「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、国民の負担を緩和する目的で、本年度定額減税が実施されます。これは、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、納税義務者及び生計同一配偶者を含めた同居扶養親族1人につき、所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円の減税が行われます。本事業につきましては、納税者本人と配偶者を含む扶養親族の数から算定される定額減税可能額が所得税額、個人住民税所得割額を上回り、定額減税を十分に受けることができない方に対し、この差額を1万円単位で切り上げ給付するものであることから、今定例会に必要な経費を計上したところです。

次に、富士川町新たな物価高騰 重点支援給付金の支給についてです。これは、国の「デフレ脱却のための総合経済対策」を踏まえ、物価高騰による低所得者への負担軽減を図るための事業です。令和6年度において、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、1世帯当たり10万円の支援給付を支給するものです。また、これらの給付対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯に対しては、児童1人当たり5万円の支援給付を追加支給いたします。なお、基準日は6月1日とし、対象となる世帯へ確認書を送付し、9月以降支給開始となるよう準備を進めていくため、今定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、新型コロナワクチンの予防接種の定期接種についてです。予防接種法の改正により令和6年4月1日から、臨時接種であった新型コロナワクチンの予防接種が、定期接種に変更となりました。個人の発症と重症化予防に重点を置いており、町では、対象者の負担軽減のため接種費用の助成を国の補助金を併せて行うため、要綱の改正を行い、秋以降の接種開始に向けて、所要の経費を今定例会に計上したところです。

次に、富士川町災害時生活用水協力井戸の登録についてです。この制度は、年始の能登半島地震に象徴される地震災害等の有事の際、水道による給水が困難となった場合に、飲料用以外の用途に使用する生活用水を提供していただける井戸を「協力井戸」として登録していただき、生活用水の確保、及び公衆衛生の維持を図ることを目的として活用させていただくものです。協力井戸の運用につきましては、要綱を定めることとし、町内の井戸であって、生活用水としての使用が可能な水量及び水質であることや、所定の標識を掲げていただく等、いくつかの要件はありますが、災害時の混乱を回避するため一定のルールを設けることで、町の新たな災害対策として、進めて参りたいと考えております。

次に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた国民健康保険システムの改修についてです。ご存じのとおり、健康保険証につきましてはマイナンバーカードとの一体化が進められており、本年12月2日には従来の保険証が、廃止される予定となっています。これに伴い、本町の国民健康保険基幹業務システムに「個人番号通知機能」や「資格情報のお知らせ交付機能」などを追加する、システム改修が必要となってきます。システム改修は、県市町村総合事務組合の基幹業務システム共同化事業として行う予定であり、国の補助金を100%活用し、峡南5町が負担金という形で費用を負担する予定であり、本定例会に所要の経費を計上したところです。

次に、旧増穂商業高等学校体育館の貸借についてです。山梨県と貸借について協議を進め

ておりました旧増穂商業体育館については、令和6年3月25日付けで県と使用貸借に係る契約を締結し、旧増穂商業体育館を利用できることとなりました。県から借り受けた後、開設に必要な消防設備や飲料水貯水槽清掃等を行っており、6月中に貸出できるよう、準備を進めているところです。

次に、ふれあい広域体育館の照明LED化についてです。ふれあい広域体育館のLED照明交換工事については、当初予算において、アリーナ部分の交換を行うこととしておりましたが、2027年に一般照明用蛍光灯の製造が終了することを受け、2階部分の照明を合わせて工事することで、節電効果を図るとともに、長期的にはトータルコストの減少になることから、所要の額を計上したところです。

次に、山梨みらい農業協同組合のATMブース設置工事についてです。旧庁舎駐車場にありましたATMが無くなり、ATMの設置を望む声が町の皆さまから多くありましたことから、利用者の多い金融機関に、設置に向けた依頼をしたところ、維持管理費用の掛からない提案を、山梨みらい農業協同組合からいただくことができました。こうしたことから、町の皆さまの利便性を図るため、本庁舎駐車場の一角にATMブースの設置を進めたいと考えています。今後は、9月上旬を目途に営業開始ができるよう、山梨みらい農業協同組合と調整をして進めて参ります。

次に、庁舎整備事業、東別館他解体工事の発注についてです。東別館、東別館分館につきましては、仮庁舎として使用して参りましたが、新庁舎のグランドオープンを迎え、その役目を終えることとなりました。また、両施設は、耐震性が低いことから、大規模地震の際には倒壊の恐れがあり、近隣住民の安心安全も考慮し、早急に、解体工事を進めたいと考えております。なお今定例会には、5月21日執行の一般競争入札において、落札業者との工事請負契約案件を提出しているところです。また、近隣住民への説明会を、6月21日（金）午後7時から庁舎会議室において、予定しているところです。

次に、官製談合防止法違反に係る損害賠償請求報告書についてです。昨年度、損害賠償請求を行うための事前調査業務を進めて参りましたが、このたび、報告書の提出がございましたので、その内容を申し上げさせていただきます。報告書の構成は、前回説明をしました、考慮要素である「法律構成」、「証拠の存在」、「損害額の確定など」となっておりますが、刑事裁判が確定し、裁判記録の謄写ができたことから、事実確認の確定がなされ、訴状申請が可能となったところです。今後は早急に訴状内容を取りまとめ、申請をしたいと考えております。なお、裁判の経過などにつきましては、その都度、説明させていただきたいと考えております。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。

今定例会に提出いたしました案件は、報告案件5件、専決処分承認案件9件、条例改正案件1件、補正予算案件2件、契約締結案件1件、連合規約変更案件1件、合わせて19件の議案を提出しております。

提案理由につきましては、議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしく御審議の上、御議決、賜りますよう、お願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 報告第1号 令和5年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第5 報告第2号 令和5年度富士川町一般会計継続費繰越費の件

日程第6 報告第3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告第4号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第8 報告第5号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の5議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第1号から第5号までの補足説明を求めます。

はじめに、報告第1号および第2号について、補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、報告第1号と第2号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお開きください。令和5年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。款・項、事業名、翌年度繰越額の順にご説明申し上げます。なお、財源内訳については、記載のとおりでございますので、ご参照ください。

（以下、令和5年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書朗読説明）

続きまして報告第2号について、補足説明をさせていただきます。タブレット5ページをお開きください。令和5年度富士川町一般会計継続費繰越計算書、こちらの報告につきましても、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。こちら、款・項、事業名、翌年度通次繰越額についてご説明いたします。

（以下、令和5年度富士川町一般会計継続費繰越計算書朗読説明）

以上、報告第1号と第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第3号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、報告第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット7ページをお開きく

ださい。株式会社富士川第11期令和5年度の決算報告でございます。次のページをお願いいたします。令和5年度事業報告の概要を抜粋して報告いたします。

まず、1の事業の現況としまして、株式会社富士川は、富士川町から指定管理を受け「道の駅富士川」と「つくたべかん」を運営しております。

令和5年度は、3年間続いた新型コロナウイルス感染症が5月に5類感染症に移行したことにより、行動制限が無くなり、県内外から多くのお客様に来店していただきました。特に中部横断道の全線開通の効果は大きく、静岡や愛知からのお客様が多く見受けられました。その結果、全社の売上高は7億4400万円となり、過去最高を更新することができました。

次に、2の道の駅富士川につきましては、駅長に就任していただいた町内在住の、いしいそうたろうさんが、4月には「第一回いしいフェス」を開催し、富士川町や道の駅富士川の魅力の配信に努めていただきました。

1の物販部門では、地域にちなんだ特産品や旬な商品を揃えることに注力し、常に新鮮で楽しい売り場作りに努めています。令和6年1月には能登地域の物産を販売し、被災者支援を身近にする取り組みを行い、新聞等に取り上げていただきました。農産物につきましては、9月に開催した「シャインマスカットフェア」では、一日の売り上げがこれまでで一番の数字を記録しました。また、10月から始まったインボイス制度により、インボイスを取得しない生産者の消費税については、当面の間、弊社で負担することとしました。収益に影響が出る可能性もありますが、さまざまな施策を講じて対応していきます。

2の飲食部門では、感染対策として減らしていた座席数を戻し、集客の増加を図っております。タブレット9ページに移っていただきまして、3のバウムアルラでございます。平林・巻米・穂積地区の棚田米と町内の養鶏場のたまごを使用した、富士川町産にこだわったバウムクーヘンを自社製造しております。本年度は、昨年度に蓄積したデータを活用したことにより、製造状況と損益の面で安定がみられるようになりました。

次に、4の加工室につきましては、おにぎりの製造を開始したところ人気となったことから、今後も菓子類だけでなく、お客様のニーズを把握しながら商品開発を進めてまいります。

次に、5のつくたべかんにつきましては、富士川町の郷土料理「みみ」を提供する唯一の公共施設として、その伝統を守るべく運営してまいりました。

令和5年度はX（旧Twitter）やInstagramなどのSNS配信を開始し、集客増に努めた結果、SNSを通じた情報発信が広がり、新規のお客様が来店するようになりました。今後も積極的に活用して行く予定です。

表につきましては、施設別損益一覧であります。

10ページから12ページは5年度に実施したイベント等になります。

13ページをお願いいたします。貸借対照表を説明させていただきます。

左側の資産の部ですが、流動資産が現金及び預金等の合計で1億6111万9525円で、固定資産が3657万4667円で資産の部の合計が1億9769万4192円であります。

次に、右側の負債の部ですが合計69911万3068円であり、純資産の部が資本金5000万円、利益剰余金5545万6624円で、合計で1億0545万6624円となり、負債及び純資産合計が1億9769万4192円であります。

次のページをお願いします。損益計算書であります。科目の売上高4億9355万2717円、売上原価2億4185万2429円で売上総利益金額が2億0880万9981円となります。販売費及び一般管理費合計が1億9866万4736円で、営業利益が1014万5245円であります。営業外収益は、受取利息1361円、町からの指定管理委託料と中日本高速道路からのトイレ管理負担金などを合わせて519万0615円、商工観光事業費補助金137万2660円、自動販売機手数料等の雑収入が796万8715円で、営業外収益の合計が1453万3351円であります。営業外費用は、町への納入金1118万1819円、道の駅富士川の施設整備のための「道の駅富士川整備基金」へ拠出する寄付金550万円、法人税等170万6808円を引いた、当期純利益は607万3305円であります。

次のページをお願いします。15ページは販売費及び一般管理費内訳表であります。

次のページをお願いします。16ページは貸借対照表の純資産を表す、株主資本等変動計算書となります。

次のページをお願いします。17ページから19ページは個別注記表となります。

20ページをお願いします。第12期経営方針と今後の見通しとなります。次のページをお願いします。まず、1の経営理念につきましては、経営ビジョンを「地域の魅力を創造するとともに内外に広く周知し、地域社会の発展及び、地域住民の幸せに貢献することを目指す」こととし、以下の3つの基本姿勢で運営します。2の事業目標につきましては、令和6年度は外部要因として、南アルプス市に南アルプス地域交流エリア「f u m o t t o」、翌年にはコストコと、中部横断道沿線沿いに、大型の商業施設が開業する予定でありますので、より多くのお客様が中部横断道沿線に集まる好機と捉え、富士川町の魅力を農産物や商品をとおして発信してまいります。3、施策の道の駅につきましては、引き続き広告、営業活動、他組織との連携を行っていきます。

次のページをお願いします。2の店舗運営の物販につきましては、農産物の売上拡大や、店内販促の推進として、レジを半セルフレジに変更したことに伴い、効果的な客導線を確保するため、店内のレイアウト変更を随時検討します。次のページをお願いします。飲食につきましては、食の安全・安心への取り組み等を行っていきます。

3のイベントの開催では、独自イベントにつきましては、本年度は道の駅富士川開業10周年の年となりますので、10周年の特別感を前面に出してイベントを開催します。

次のページをお願いします。つくたべかんにつきましては、「みみ」の提供を基軸としながら、お客様のニーズに応えるため、季節に応じた新たなメニューを検討します。また、本年度もSNSの活用を強化して集客増に努めてまいります。

菓子等製造事業につきましては、1のバウムショップアルラでは農産物直売所ならではの季節の果物とバウムクーヘンを組み合わせたカフェメニューを充実させ集客増に努めます。

農産物加工所では、キッチンの需要増をチャンスと捉え、惣菜等お菓子以外の商品を開発します。次のページをお願いします。その他では本年度もSDGSに取り組んでいきます。

次のページをお願いします。26ページは、第12期(令和6年度)株式会社富士川予算の見通しでございます。レジ通過客数見込は51万3698人で、売上見込みは7億5625

万円としております。また、税引前当期純利益は2377万7000円を見込んでおります。

2の施設別予算は表のとおりとなっております。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第4号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

報告第4号について、補足説明をさせていただきます。タブレット28ページをご覧ください。株式会社ふじかわまちづくり公社第1期令和5年度の決算報告書であります。

次のページをご覧ください。主な部分の説明になりますが、まず、令和5年度事業報告の中で、1. 事業の現状ですが、設立後の7月から町と協力し、ふるさと納税の増額に努めた結果、対前年度比260%増となる約2500万円となりました。観光事業としては、県の信玄公祭りに参加し、参加者をクラウドファンディングで募り、約59万5000円の収益を上げられました。タブレット29ページから31ページでは、実施した事業の内容となります。今期では、観光事業における研究会、ふるさと納税返礼品の開発に向けての研修会視察を実施しました。

つづいて、タブレット32ページの貸借対照表になります。左側資産の部では合計454万7396円、右側負債の部では343万4234円、純資産の部では111万3162円となり、繰越利益剰余金は86万3162円となりました。次ページの損益計算書ですが、売上利益がなかったことから、営業損失1162万2029円の計上となりましたが、町からの補助金など収入により1280万2266円の雑収益があり、未払い法人税31万7100円を差し引くと、当期純利益は86万3162円となりました。

次のページには、販売及び一般管理費の内訳書となります。タブレット35ページは、株主資金等の変動計算書であり、36ページは注記表となります。タブレット37ページからは第2期令和6年度経営方針と今後の見通しになります。

次のページをご覧ください。事業計画につきましては、ふるさと納税増額に向け、新規商品の開発、体験型コンテンツ作りに重点を置き、公社の体制強化策として民間からの代表取締役、外部取締役などを計画しました。また、公社として売上利益を上げるため、返礼品の加工製造について検討を進めることとし、さらに観光情報の発信では、外国人向けに5か国語対応のサイトを活用して参ります。情報について研究を進めたいと考えています。タブレット39ページでは計画骨子となります。これは、5年後に目標を設定した、短期的・中長期的な事業の取り組みを示しております。

次のページでは、アクションプランとして、計画骨子の目標についての取り組みを具体的に上げたものですが、既に実施しているものもあり、前期から始めた事業について、開拓と深耕を進め、引き続き取り組んでいきます。最後のページでは、第2期の収支予算となります。昨年度より公社事業費を増額として、さらなるふるさと納税の確保と公社運営のために引き続き取り組んでいきます。

以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時10分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

次に、報告第5号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

それでは、報告第5号一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について、補足説明をさせていただきます。タブレット42ページをお開きください。

一般社団法人ふじかわの第8期決算報告書につきまして、その概要をご説明いたします。なお、当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定款で定められており、令和5年度につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業実績及び収支実績となっております。

44ページにお進みください。令和5年度一般社団法人ふじかわ事業報告書になります。最初に、事業の成果であります、令和5年度は文化ホール創立31年目を迎え「創立30周年からの第1歩30(サーティ)+1(プラスワン)」を掲げて事業展開に努めるとともに、指定管理者2年目として、施設の適切な管理・運営を行ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、ホールの貸館利用については、順調に運営することができました。

まず、文化事業の推進といたしましては、「ザ・レジェンドコンサート」や「岸谷香コンサート」、「三浦一馬バンドネオンコンサート」など15本のイベント事業を円滑に行うことができました。特に、地域の方々が主体となる「街角の音楽会」や「ジュニアクワイア定期演奏会」、「バンドフェス」などの実施により、利用者・来館者と顔が見える関係性を築くことができました。施設の維持管理につきましては、経年による施設・設備機器の劣化に注視しながら、保守管理に努め、施設利用者が常に快適に利用できるよう心がけました。

また、ますほ文化ホールネーミングライツスポンサーで、施設の愛称が「はくばく文化ホール」となり4年目を迎え、愛称の周知を計り、あらゆる機会を通じてホールの名称の定着に努めました。

次に、事業の実施に関する事項であります。(1)の会議等の開催につきましては、社員2名、理事4名、監事1名体制のもと、理事会を5回、次ページをお願いします。社員総会を2回開催し、指定管理に関する基本協定に基づき、事業計画及び収支予算等についての審議を行いました。次のページをお願いします。このほか、運営委員会を2回開催しました。

(2)のますほ文化ホール指定管理業務の実施内容につきましては、46ページから49ページに記載しております。まず、46ページの施設管理業務につきましては、1年間の保守

点検等の施設維持管理業務となっております。47ページの自主文化事業の実施につきましては、次世代育成事業の「幼児・小中学校舞台鑑賞公演や、ますほジュニアクワイア」による「ロビーコンサート」など計5本を開催いたしました。続きまして、参加交流事業では、「バンドフェス」「街角の音楽会」の2本、次のページをお願いします。文化普及鑑賞事業では、「ザ・レジェンドコンサート」、「ウィーン木管五重奏団コンサート」など7本、次のページをお願いします。施設利活用事業では、「キッズフェアまほらの森2023&春のフリーマーケット」を実施しました。このほか、共催事業、広報事業、友の会運営事業、ボランティア運営事業を行いました。

50ページをおねがいします。50ページには、令和5年度富士川町ますほ文化ホール施設利用状況を添付させていただいております。

次に、51ページをお開きください。計算書類として、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記を記載しております。なお、各計算書類は、前年度との比較ができるよう通常使用される貸借対照表及び正味財産増減計算書とは異なっておりますが、会計ルールに基づいたものでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは51ページの貸借対照表であります。決算日の3月31日における全ての資産、負債、資本を科目区分にしたがって、記載したものであります。資産の部におきましては、資産合計が1259万6767円となり、負債の部においては負債合計が1152万1720円となりました。正味財産の部におきましては、法人設立当時に出資いたしました100万円が基金として記載され、一般正味財産が7万5047円となり、正味財産の合計は、107万5047円となりました。こうしたことにより、負債及び正味財産の合計は、1259万6767円となりました。

次の52ページをお願いします。正味財産増減計算書で、収益と費用を記載したものであります。経常収益の合計が、4253万2940円で、次のページをお願いします。経常費用の合計が、4245万7893円となり、当期経常増減額が7万5047円であります。

また、経常外費用は、7万833円であり、当期経常外増減額がマイナス7万833円となり、当期経常増減額と合わせると当期一般正味財産増減額は、4214円となります。また、前年度の一般正味財産期首残高の7万833円を加算すると、当期の一般正味財産期末残高は、7万5047円となっております。

54ページをお願いします。54ページには財務諸表に対する注記を記載してございます。次のページをお開きください。55ページからは、第9期経営方針と事業計画及び予算について、記載してございます。

次に56ページをお開きください。令和6年度事業計画であります。ますほ文化ホールの指定管理者として、第2期目の3年目となり、町民の芸術文化活動の拠点としての役割を認識し、町民の皆さまに更に親しまれるよう、施設の安全確保と利便性の向上に努めて参ります。また、文化事業推進計画といたしましては、町制施行15周年記念事業として、町民や地域の誰もが芸術文化の機会を享受し、地域社会の中で心豊かな生活が送れるよう、地域、幼児から学校等との連携・協力を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象とした事業を展開することとし、計14本の自主文化事業を計画しております。なお、事業毎

の詳細につきましては、56ページから59ページに記載をしております。

次に60ページを、お開きください。最後に令和6年度収支予算であります。予算総額は、5万5447千円であり、ますほ文化ホールの管理及び自主事業に係る経費が計上されております。

以上で報告第5号一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 9 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 10 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 11 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 12 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 13 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 14 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第 15 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 16 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算第3号） |
| 日程第 17 | 承認第 11 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町損害賠償の額を定め和解することについて） |

以上の9議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第3号から第11号までについて補足説明を求めます。

はじめに、承認第3号から第6号について補足説明を求めます。

税務課長 望月聡君。

○税務課長（望月聡君）

それでは、承認第3号の富士川町税条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット62ページの専決処分書のページをお開きください。

（以下、専決処分書の朗読）

まず、はじめに、本条例の一部改正の概要について、ご説明申し上げます。

富士川町税条例の一部を改正する条例の、改正する条文につきましての主な改正内容といたしましては、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において「賃金上昇が物価高に迫っていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）が実施されることに伴う規定の整備、改正となります。

具体的には、納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行うものであり、本人の合計所得が1805万円以下の納税義務者が、対象であります。それでは、内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

タブレット82ページをお開きください。

附則第7条の5からタブレット92ページ附則第7条の8は定額減税の実施に伴う規定の整備であります。附則第7条の5では、令和6年度分の個人の町民税に限り、令和6年度分特別税額控除額を前年の合計所得額金額が、1805万円以下である所得割の納税義務者については、所得割から1万円を控除する規定について定めております。次のページをお願いします。

附則第7条の6は、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額及び普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の規定について定めております。タブレット86ページをお願いします。

附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例について、令和6年度分の個人の町民税に限り、特別徴収、普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る個人の町民税の額の徴収方法について定めております。

タブレット92ページをお願いします。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について、令和7年度分の町民税に限り、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について控除することを定めております。

次に、タブレット94ページをお願いします。

附則第10条の3は、固定資産税の改正で、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、特例を適用できることの改正であります。

タブレット97ページをお願いします。

附則第11条、附則第11条の2第1項、第2項は、土地に対して課する固定資産税の特例及び土地の価格の特例措置期限の延長する改正であります。次のページをお願いします。

附則第12条は、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の、特例措置期限の延長の

改正であります。

タブレット１００ページをお願いします。

附則第１３条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の、特例措置期限の延長する改正であります。

次に、タブレット１０２ページをお願いします。

附則第１６条の３第３項から１０５ページ附則第２０条の３第５項までは、定額減税の規定の新設に伴う特別税額控除の対象となる所得割の額についての規定を整備するものであります。

タブレット７５ページに戻っていただき、附則といたしまして第１条この条例は、令和６年４月１日から施行することとしております。ただし、次の第１号から第２号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとし、第２条から第３条までは、経過措置について規定するものでございます。

以上が、富士川町税条例の一部を改正する条例の、補足説明であります。

引き続き、承認第４号富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット１０７ページをお開きください。

（以下、専決処分書の朗読）

タブレット１１０ページの新旧対照表をお開きください。

富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は、わがまち特例の特例措置割合を定める規定の新設及び宅地等、農地に対して課する各年度分の課税標準額の特例期限の延長する改正となります。

タブレットの１０８ページに戻っていただきまして、附則といたしまして第１項で、この条例は、令和６年４月１日から施行することとしており、第２項、第３項及び第４項で経過措置についての規定するものでございます。

以上が、富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明であります。

次に、承認第５号の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット１１６ページをお開きください。

（以下、専決処分書の朗読）

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

タブレット１１８ページをお開きください。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正に伴い、第２条の課税免除の要件について、対象設備の取得期限の適用期限を３年延長する改正となります。前のページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は、令和６年４月１日から施行することとしております。

以上が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

次に、承認第６号の富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

タブレット120ページをお開きください。

(以下、専決処分書の朗読)

タブレット122ページの新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、地域再生法の一部改正に伴い、第1条の趣旨について、対象設備の取得期限の適用期限を2年延長する改正となります。前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上が、富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

以上で、承認第3号から承認第6号の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第7号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長(原田和佳君)

それでは、承認第7号の補足説明をさせていただきます。タブレット124ページをご覧ください。

(以下、専決処分書の朗読)

次のページをご覧ください。富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。今回の条例改正の主な内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび軽減判定所得基準の見直しとなっております。

詳細につきましては新旧対照表にてご説明いたします。次のページをご覧ください。新旧対照表の第2条第3項ただし書き中、当該合算額および後期高齢者支援金等課税額22万円を24万円に、第23条第1項中22万円を24万円に、次のページをご覧ください。同項第2号中加算額29万円を29万5000円に、同項3号中加算額53万5000円を54万5000円に改めるものでございます。タブレット125ページにお戻りください。附則につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行し、適用区分といたしまして、この条例による改正後の富士川町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとなっております。

以上で承認第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第8号について、補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長(深澤千秋君)

それでは、承認第8号の補足説明をさせていただきます。タブレット130ページをお願いいたします。

(以下、専決処分書・令和5年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書によりご説明申し上げます。タブレットの141ページ、事項別明細書の表紙の次のページ142ページををお願いいたします。

(以下、令和5年度富士川町一般会計補正予算(第2号)事項別明細書朗読説明)

次にタブレット140ページまでにお戻りいただきたいと存じます。タブレット140ページは、第2表地方債補正でございます。起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

(以下、第2表 地方債補正朗読説明)

次に大変申し訳ありませんがタブレット195ページでございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右の一番下の数字が、当該年度の現在高の見込み額となります。94億5112万9000円となります。なお、左の欄の区分3、その他(3)でございますが、国の財源が不足しているため、その不足分を起債として発行し、借り入れたものでございまして、今年度借り入れた元利償還金が今年度の普通交付税として認知されるものでございます。

以上で、承認第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

次に、承認第9号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長(遠藤悦美さん)

それでは、承認第9号の補足説明をさせていただきます。タブレット197ページの専決処分書をご覧ください。

(以下、専決処分書・令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット202ページをお開きください。款項補正額の順にご説明いたします。

(以下、令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算(第5号)事項別明細書朗読説明)
これらは事業確定によるものであります。

次のページからは、給与費明細書となりますのでご参照ください。

以上で、承認第9号の補足説明でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(堀内春美さん)

ここで暫時休憩します。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長(堀内春美さん)

休憩を解いて再開します。

次に、承認第10号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

それでは、承認第10号の補足説明をさせていただきます。タブレット221ページをお開きください。

（以下、専決処分書・令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算の朗読）
第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット227ページをお開きください。

（以下、令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書朗読説明）

以上で、承認第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第11号について、補足説明を求めます。

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

承認第11号につきまして、補足説明をさせていただきます。タブレット230ページ、専決処分書をご覧ください。

（以下、専決処分書・富士川町損害賠償の額を定め和解することの朗読）

次のページをご覧ください。今回の損害賠償の額を定め、和解することについてですが、和解の相手方は4名の個人と1社の株式会社となります。次に、損害に係る概要ですが、町で行った業務の中で、平成25年度から29年度の間に、インターネット上でダウンロードしましたイラストについて相手方から著作物の権利を主張されました。（1）にあります消防団員サポート事業に係るチラシなどで実施をしたものと、（2）にあります、広報ふじかわ及びくらしのカレンダーで使用したものが町のホームページなどに掲載したことにより、公衆送信されたと主張されました。（3）の和解の内容ですが、双方の弁護士による和解内容についての話し合いの結果、和解金として111万5380円を、本年4月22日までに支払うこと。今回使用した著作物を今後一切使用しないと。正当な理由がない限り公開しないこと。双方とも債権債務のないことを確認したこと。この4点でございます。今回支払日が和解条件となったことから、専決処分を議会に報告し、議会の承認を求めることとでございます。

以上、承認第11号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第18 議案第46号 富士川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第４６号について補足説明を求めます。

財務課長課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは議案第４６号富士川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット２３３ページをお開きください。冒頭町長が提案理由の説明をさせていただきましたが、いわゆるマイナンバー法の改正がございましたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。次のページをお願いします。第２条の改正でございますが、番号法の法律の中で別表２つということと事務が定められているわけですが、これが法改正に伴いまして、それぞれ特定個人番号利用事務ならびに利用特定個人情報として新たに定義がされ具体的な要件については、各省の省令に規定するということで改めるものでございます。

ちなみに第４条の関係は第２条の文言の改正に伴いまして、第４条の改正が行われるものでございます。タブレット２３３ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日としております。

以上議案第４６号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１９ 議案第４７号 令和６年度富士川町一般会計補正予算（第２号）

日程第２０ 議案第４８号 令和６年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

以上の２議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第４７号及び第４８号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第４７号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、議案第４７号の補足説明をさせていただきます。タブレット２３６ページを、お開きください。

（以下、令和６年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第１表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明をいたします。タブレット２４２ページ、事項別明細書の表紙の次のページをお願いします。

（以下、令和６年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次に、タブレット２４１ページをお開きください。２４１ページは、地方債補正でございます。起債の目的、補正の限度額を申し上げます。生涯学習施設等整備事業１５３０万円なお、起債の方法、利率償還の方法については変更はございません。次にタブレット２５０ページ地方債残高調書をお願いいたします。２５０ページでございます。この表の右下の数字でございますが、当該年度の現在高の見込みとなり、補正予算第２号における残高見込み額は９３億９８３万８０００円でございます。

以上で、議案第４７号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第４８号について補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

それでは議案第４８号について、補足説明をさせていただきます。タブレットの２５１ページをご覧ください。

（以下、令和６年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第１表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの２５６ページをお開きください。

（以下、令和６年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で、議案第４８号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第２１ 議案第４９号 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第49号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第49号の補足説明をさせていただきます。タブレットの258ページをご覧ください。工事名につきましては、富士川町東別館他解体工事になります。工事場所につきましては、富士川町青柳地内になります。

工事概要につきましては、東別館、東別館分館、ワークハウス、文化財保存庫のアスベスト除去を含む解体工事であります。入札の方法につきましては、4社による一般競争入札、事後審査型であり、5月の21日に入札開始しました。結果につきましては、鈴建興業株式会社が落札いたしております。

落札金額につきましては税抜きで、1億3761万6000円で、契約金額税込は、1億5137万7600円であります。落札率は80%であります。工事期限につきましては、令和7年1月31日までとなっております。契約の相手方につきましては、山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602番地8であります。鈴建興業株式会社代表取締役鈴木康修であります。

なお、次のページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上議案第49号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第22 議案第50号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第50号について補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

それでは議案第50号について補足説明をさせていただきます。タブレットの262ページをご覧ください。山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。今回の規約の改正につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることから、第4条関係の別表第1の文言を改めるものでございます。

詳細につきましては新旧対照表にてご説明いたします。次のページをご覧ください。山梨

県後期高齢者医療広域連合規約。新旧対照表の第4条関係の別表第1の(2)(3)の被保険者証および資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。

タブレット266ページにお戻りください。附則につきましては令和6年12月2日から施行するとなっております。

以上で、議案第50号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

令和 6 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 0 日

令和6年第2回富士川町議会定例会（2日目）

令和6年6月10日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告 1 番	7 番	望 月 眞 議員
通告 2 番	2 番	神 田 雅 也 議員
通告 3 番	5 番	小 林 和 良 議員
通告 4 番	8 番	小 林 有紀子 議員
通告 5 番	1 番	宇田川 朱 恵 議員
通告 6 番	3 番	依 田 誠 司 議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
税務課長	望月聡	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	原田和佳	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	一之瀬三千	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	山形謙一郎	都市整備課長	井上勝彦
上下水道課長	長澤康	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	依田正紀
書記	井上直子

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第2回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
議長から報告します。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
本日は一般質問の日程になっております。
一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願
いします。
なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、
撮影いたしますので、ご了承願います。
また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願い
いたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、6名であります。
これから、通告順に一般質問を行います。
それでは、通告1番 7番 望月眞君の一般質問を行います。
7番 望月眞君。

○議長（堀内春美さん）

それでは、通告1番 7番 望月眞君の一般質問を行います。
7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それでは、通告に従い、一般質問を行います。まず大きな一番目の質問です。人口減少化
対策についての質問になります。人口減少化は本質的な大きな課題です。平成27年に富士
川町人口ビジョン総合戦略が策定され、様々な施策が継続されており、駅前通り山王地区や

鰺沢北区新田地区などに、若者世帯 定住者が増加しています。

2018年から22年の合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子どもの推定人数も、1.41%と微増しており、一定の成果を上げていると認識しています。一方で、再び消滅可能性自治体、人口減少に歯止めがかからず、自治体運営ができなくなる自治体に指定されました。こういった状況に一喜一憂するのではなく、現状分析をしっかり行い、着実に施策の検討と推進を図ることが大切です。最初の質問になります。現状を踏まえ、新たな人口ビジョン総合戦略を策定する計画があるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。国の長期的な人口の将来展望を踏まえ、平成27年に策定した富士川町人口ビジョンでは、令和42年の目標人口を1万6000人と設定しました。これに基づいた第2次富士川町総合計画では、令和7年の目標人口を1万5270人と定めていました。

しかし、現時点での人口はこの目標より約1200人少なくなっており、目標人口の見直しを行う必要があると考えております。

こうしたことから、総合計画および人口ビジョン、並びに総合戦略との関連性を考慮し、一体的な検討が求められるため、現在策定中の、第3次総合計画および総合戦略の見直しに合わせて、人口ビジョンの見直しも行っております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ビジョンの見直しを計画するというご回答をいただきました。全国の自治体が全国ビジョンを策定し、様々な取り組みが展開されています。東京23区で唯一、消滅可能性自治体に指定された豊島区は、今回は除外されています。都市部のベッドタウン化を図るとともに、子ども施策子育て支援施策の推進で若者世帯の定住者が増えたことが要因であります。現状と課題を踏まえて、ビジョンを立てて取り組むことが大切です。そこで具体的に（2）の質問になります。

更なる若者定住者、移住定住者、一時定住者及び交流人口、交流人口を多くしていくことによって一時定住あるいは定住に繋げていくことが非常に大切だと私は捉えているんですが、こういった施策、拡充施策の推進について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町では、定住奨励金制度などの移住・定住施策や、新婚新生活結婚新生活支援補助制度など、若い世代への定住促進対策として多くの施策を行っております。新たな施策の創出については、民間のノウハウを活用した事業の展開などの研究が必要であると考えております。おりますが、現制度の更なる推進を図っております。

一方、来年度には南アルプス市に大型商業施設が開業することから、町外からの交流人口の増加が予想されます。

こうしたことから、町内への流入人口を増やす鍵となる、道の駅富士川を拠点とした、株式会社ビームスクリエイティブが企画する集客事業の取り組みについて、県や近隣市町と連携し、施策の展開を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひいろんな点を考慮しながら、進めていただきたいと思います。再質問を行いたいと思います。県内で唯一、自立持続性可能性自治体と認定された忍野村は、先端産業企業誘致の効果によることは明らかです。課長がおっしゃいましたように、南アルプス市では2025年4月オープンを目指してコストコ建設工事が進んでいます。コストコ運営会社では300人の新規雇用を計画し、9割を地元で採用する方針を示しています。南アルプス市の人口増も期待されています。現時点における本町の企業や、事業所誘致の現状について伺います。なお、令和5年第2回定例会において、依田誠司議員が同様の質問をしておりますが、状況に変化が生じていますので改めて質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。本町の企業や事業所の誘致、事業所につきましては具体的な動きはございませんが、現在、町外企業が町内の中で展開している事例としまして、昨年度から小林区内の遊休農地を活用して、ビニールハウスを建設し、農産物の生産を行っている農業生産法人がございます。現在、このビニールハウスの中では、大都市圏での販売目的また、富士川町のふるさと納税返礼品にも出せるよう複数の農産物の栽培に取り組んでおります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

本町の土地条件やあるいは立地状況を勘案してみると、企業誘致はなかなか難しい。その中で農業法人の活動がなされていることを、これはぜひ力強く見守っていききたいと思います。再質問になりますが、本町は、通勤通学の利便性に適した地域であると言えます。自然環境あるいは安全面、あるいは防災に関わる点で、交通の利便性もいい、そういった点で町では、町有住宅のリフォーム化を図ると転入世帯の受け入れに取り組んでいますが、令和6年5月1日現在において、青柳、鰍沢両町有団地160室のうち、62室が空室となっています。入居条件を緩和するなどして、通勤通学世帯の受け入れをさらに推進することができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

町有住宅の入居につきましては、単身者も受け入れており、さらに法人による使用許可を可能にし、現在、リニア工事に関わる作業員が入居されていますので、今後も住宅の入居促進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町有住宅は公営住宅法があるから、緩和する条件を緩和することは難しいと思いますが、町有住宅は町の条例を緩和することによってさらに推進できるんじゃないのかというふうに思いますのでぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問になります。日本海沖諸島にある島根県海士町では、2018年から2023年の人口増加率は0から14歳で7.8%、15から44歳で6.3%だそうです。そして、今現在も移住希望者が殺到しているようです。離島の町であるのに関わらず、日本で最も人口が増えている町になっています。その要因は、町おこしによる新たな雇用創出と、教育者と子育ての支援の充実であります。とりわけ村内の高校を進学校化した。そのことによって移住希望者が増えているようでありますが、子ども施策と子育て施策は、人口増加施策のキーポイントであることは間違いありません。（3）の質問になります。更なる子ども施策子育て支援施策の推進計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

町では、子育て支援策として、医療費の無料化、保育料の無償化、学用品のリユース、病後児保育の提供、今年度より産後ママ応援事業、在宅育児応援金事業を行っております。

このように、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の充実を図っております。

また、昨年度は子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施し、多くの子育て世代からご意見をいただきました。本年度は第3期子ども子育て支援事業計画を策定する年であり、子育て世代からのニーズを取りまとめ、計画に生かしていく所存であります。

今後も子育て世代の皆様の声を大切にしながら、よりよい子育て環境の整備を継続していくことで、人口減少化対策に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。ただいま子育て世代のお母さん方の声を大切にしてというご回答がありました。様々な施策を講じていただくことは、私も知っています。他所よりもかなり実践的にやっているとっております。ただですね、私市川三郷町の歌舞伎公園に時々行くんですが、ママ友さんたちがビニールシートを敷いてですね車座になって、会食を楽しんだりしながらその隣では子どもたちが群れて遊んでいる、遊具で、こういう状況を見るときに、やっぱり私、私達の町もそういう子どもの施設が必要かなということをつくづく感じている

んですが、現在本町には37の都市公園、ポケットパーク、スポーツ公園、農村公園がありますが、児童公園は利根川公園があるのみです。公園そのものが狭く、道路も遊具、駐車場も完備されてなくて子どもたちや家族がゆっくり過ごせる場所になっていません。若者世帯の多くは子どもたちや家族がゆっくり過ごせる場所を切望しています。これは、私は何回か言ってることなんですが子ども施策、子育て支援策の具体的な推進方法の一つとして新たな児童公園こどもパーク等の設置ができないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

児童公園の必要性につきましては、総合計画策定時に実施した町民意識調査での重要度、満足度、また、昨年度実施いたしました子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。次の質問になりますが、厚生労働省は国の出生率が1.2%と過去最低になったと発表しています。社会構造の変容、個人のライフスタイルの変化などを考慮すると、人口減少に歯止めをかけることはなかなか困難なことだと思います。岡山県美咲町は2018年に人口減少の現実を受け止め、賢く収縮するまちづくりを掲げ、公共施設の統廃合を始め、人口減少に合わせたまちのサイズを作り変えることから取り組みを進めたそうです。一方で、町内小中学校を統合して義務教育学校2校を開校しています。また、町民の要望を取り入れ、英語特区を設け英語教育の推進を図っています。今回の発表では、消滅可能性自治体から除外されています。本町は新庁舎整備など公共施設のインフラ整備と統廃合が既に進んでいます。これからは、賢く堅実なまち作りが求められます。そこで4の質問です。人口減少の現状と将来の見通しを踏まえたまちづくりの推進について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。平成29年度に策定した第2次富士川町総合計画では、医療・福祉の充実、若者の就労、定住支援子育て支援などを推進し、人口減少に歯止めをかけるための施策を実施してきました。こうした中、昨年度1年間における本町の人口推移におきまして、転入者493人に対し転出者443人となり、富士川町になってから初めて50人の転入超過となりました。

こうしたことから、人口増となった要因を調査するとともに、人口減少の中各地区のニーズに応じた事業を模索し、快適で暮らしやすい住環境と自然が調和した施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

堅実なまちづくりという点であれば、財政の健全化ということが当然求められていて町長一生懸命、ふるさと納税の増額に長じていて、財政確保、これも堅実なまちづくりの一つに私はなっていると思います。堅実なまちづくり、安心安全なまちづくり、活気あるまちづくり、子どもに優しい魅力あるまちづくりを目指し、更なる施策の推進を期待します。

続いて、水道管・下水道管・マンホールの耐震化についての質問に入ります。本町の水道管路の対策、耐震化率が低いとの新聞報道がありました。これは3月29日に発表された、総務省自治財務局公営企業経営室および厚生労働省健康生活衛生局水道課の水道施設の更新耐震化についてのデータが基になっていると理解しています。本町の、令和4年度の水道管管路更新率は0.6%というより、基幹管の耐震化と耐震適合率、震度6以上の地震に耐える水道管は7.6%であり、全国平均42.3%、県平均44%に劣っています。ただ、経年劣化状況にある水道管は少なく、現状が著しく悪い状況ではないと私も認識しています。水道管切り替え工事には多額の経費がかかることから、経年劣化状況を勘案しながら計画的に耐震化を推進していくことが望まれます。

しかし、能登半島地震でも最も大切なライフラインである水道管の破損状況、被害が深刻であり、未だに復旧していない地域もあります。能登半島地震を教訓にして、耐震化を促進していくことも大切です。そこで（1）の質問です。令和3年に策定された、富士川水道ビジョンには、水道設備強靱化の基本施策として、水道施設耐震化の推進、老朽化、施設設備の更新が掲げられていますが、水道管の耐震化の進行状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。水道施設の耐震化につきましては、東日本大震災以降、管渠の耐震基準が見直されたことにより、現基準での耐震性性能を有する慣習の割合は、令和3年度末において7.6%、令和4年度末において8.9%、令和5年度末において10%であります。今後も富士川町水道ビジョンに基づき、老朽管路布設替え工事および下水道管の延伸工事に伴う布設替え工事を実施し、水道管の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

耐震化が促進されていることがわかりました。再質問になりますがこれは齊藤欽也議員も、水道管の耐震化について質問を予定されていましたが、私が通告が先でしたので、私の方で代表して質問させていただいてますが、齊藤議員の質問の中にもあったんですが耐震化には多額の経費が必要になりますが、耐震化対策推進に当たっての財源確保についての考えを、伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

水道事業につきましては、公営企業法により、独立採算制で運営するように定められております。そのため、得た収益を持って事業費に充てますが、全ての収益を管渠の布設替え工事に充てることができないため、必要に応じて、企業債などを将来負担増とならないよう計画する中で活用し財源としてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

先ほど申し上げましたように大変多額な費用がかかりますが、これを一撃で推進するとなればやっぱり水道料の値上げにも関わってくるということはなかなか難しいと思いますが、私なりにちょっと調べてみたんですが、現実の水道施設の更新耐震化等についてによると、水道管管路耐震化事業に係る地方財政措置を令和10年まで延長するとしています。また、生活基盤施設耐震化等交付金の水道管路緊急改善事業補助金等もあります。こういった補助金を申請することとして、活用して財源に充てることができないのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。本町水道事業におきましては、運営状態が非常に良好でありまして、今おっしゃられたような交付金等の事業の適合基準にはちょっとならないという現状がありますので、ご承知ください。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

検討する価値はあるかと思うので、ぜひまた検討してみてください。水道管管路の耐震化とともに下水道管工共管の耐震化も求められます。（2）の質問になりますが、下水道管公共管の耐震状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。下水道環境等の耐震化につきましては、平成25年度に富士川町下水道総合地震対策計画を策定し、現在、平成3年度からすいません令和3年度から令和7年度までの5か年を第2期の計画期間としています。この計画の中では、液状化のおそれのあるエリアの、耐震化されていない施設のマンホールの浮上防止対策および管渠の接手対策を実施し、耐震化の進捗率は令和5年度末において56.3%となっております。今後も本計画に基づき、緊急輸送路や避難所からの排水を受ける、特に重要な下水道幹線等について、耐震化を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

課長の答弁の中に、液状化が危惧されるところのことも含めながらですね進めていきたいというご答弁がありました。町内には、液状化現象が危惧される地域があります。長沢新町地域、フォレストモール周辺、富士川病院周辺、鰯沢中学校周辺、黒沢川地域、こういった地域です。能登半島地震においては、石川県富山県新潟県の複数地域で液状化現象により、水道管下水道管の破損や家屋破壊等の被害が生じています。新潟県見附市では、ここは私達議員になったときに、新人議員で視察に行きましたが、もう前の中越地震のとき、液状化がひどかったもんで液状化対策を十分に、先日、ちょっと見附市の担当に聞いてみたんですが、液状化の現象は一切見られなかったという報告を受けています。新潟県見附市は液状化現象に取り組んでいたため、被害がなかったということです。山梨県下水道公社では液状化現象対策として県下でいち早く、釜無川浄化センターの浄化槽の耐震化対策と、流域間およびマンホールの切り替え敷設工事を終えています。ただ、公共管から流域管へジョイントする部分の敷設切り替えは行っていないようです。液状化現象が危惧される地域の対策が、優先されるべきだと思いますが、耐震化推進により鰯沢中学周辺および3番目の質問になります。富士川病院周辺の、マンホール切り替え敷設工事が完了していますが、今後のマンホール切り替え敷設工事の計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。下水道施設の耐震化につきましては、富士川町下水道総合地震対策計画に基づき、現在、第2期の計画期間とし、マンホールの浮上防止対策、および管渠の継ぎ手対策を実施しているところであります。

なお、第2期の計画期間が令和7年度までとなっておりますので、令和7年度以降については、第3期の計画期間を定め、下水道施設の耐震化および液状化対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

質問が重なったようで申し訳ありませんでしたが、液状化が危惧されるところ、ここはやっぱり慎重に対応してほしいなというふうに思います。計画的かつスムーズに、耐震化を推進していただきたいと思います。自然災害に対する防災対策を強化して、安心安全のまちづくりを推進することが、若者世帯や移住者の定住化に繋がります。

次の質問、子どもたちの見守り声掛け活動の推進についての質問に移ります。（1）の質問です。朝の通学時を中心に多くのボランティアや保護者により、子どもたちの見守り声かけ活動が行われていますが、町としてボランティアを組織化し、見守り声かけ活動を、さらに推進できないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、通学時には、スクールガードリーダーによる、見守りや挨拶運動を行っています。また、保護者や地域の多くの方々が、自主的に子どもたちの見守り活動を行っていただいていることも、承知しております。町といたしましては、現在のところ、ボランティア組織を立ち上げることは考えておりませんが、今後も地域の方々のご協力を得る中で、既存の見守り活動や挨拶運動等を、充実してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ボランティアでなされている方はですね、特に子どもたちのこともあるかもしれないですけどもね、自発的に自分の活動としてやっているわけで、それをあえて組織化するっていうことがないという捉え方も一面ではあると思うんですが、私は再質問になりますが、希望者を募って登録制で組織したらどうかと思います。例えば富士川子ども見守り隊として組織することにより、点での見守り、個人での見守りは点での見守り活動ですが、点での見守り活動から何人かが連絡すれば線での見守り活動になります。その線がいくつも出ていけば、面での見守り活動に繋がっていくことができます。

ボランティア活動の活性化により、町民の意識が高まれば、町ぐるみでの見守り活動を、声掛け活動が推進されます。まち空間での見守り活動声かけ活動になってくると思います。地域の子どもは地域で守る、育てる、スローガンの実践化にも繋がります。防災課や学校と連携して、希望制で組織化ができないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在は、保護者や児童生徒の家族、地域の皆様方が主体的に登校班とともに登下校したり、交差点や横断歩道に立って見守り活動をしてくださっております。また、ウォーキングや愛犬との散歩中に、登下校の見守りや、また家の敷地内から挨拶をしながら見守ってくださるなど自主的に行ってくださっている皆様も大勢いらっしゃいます。

こうしたことから、現状といたしましては、町民の皆様方の主体的な活動を大切にしながら、また団体とも連携しながらボランティア活動がさらに充実して定着するように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も子育て12年以上自主的にやっていますが、これは自分自身の健康のため、あるいは

子どもたちと触れる機会が楽しいからやってるんで、人のためにやってるんじゃないという自覚はあります。だからボランティアの活動だから組織化する必要はないというお答えだと受け止めましたけど、やっぱり組織化することによって、何ていうんですかね、より実践的な効果的な活動ができるんじゃないかな、というふうに思っておりますが、ちょっと視点を変えたいと思います。県内においても既に見守り活動を組織化している自治体があります。甲斐市では地域の繋がり子どもたちの安全を守ることを目的に、高齢者による見守り活動の組織化されています。ボランティアは、共通のベストと腕章をつけて活動しています。甲斐市では、クラウドファンディングで活動経費を、捻出しているようです。(2)の質問になりますが、ボランティア間の意識を高めたり、見守り活動でアピール効果を得たりするために、共通のグッズ、例えば帽子、ジャンパー、ジャケット、ベスト、ビブス、タスキ、腕章と何でもいいですが、そういったものを配布できないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在町民の皆様のご協力を得る中で、見守り活動や挨拶運動に参加していただいております。

こうした中、PR活動においては、共通の活動グッズは有効と考えておりますが、他県においては、グッズが悪用された事例もあることから、共通の活動グッズの配布は、現在のところ難しいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

簡単な腕章ぐらいはね、配布してもいいんじゃないかなというふうに思います。再質問になりますが、見守り活動も危険性を伴う状況があります。私が組織化したらどうかっていうのはですね、そういった状況にも備えてですね、例えばですね、他県ですが、通学班が襲撃を受けて、ボランティアも巻き沿いを食ったことの例があります。私もボランティア活動をしているときに、坂道に止めてあった車が運転手が外に出て、サイドブレーキをかけなかったのか、そのままバックでですね、危なく、子どもたちの列に突っ込むような状況がありました。私が飛び込んで、スピードは出ていませんので止めた。そんなことがありました。いかなる状況があるかもわからないので、見守り活動において危険性および状況があることを理解していただいてですね、ボランティアを支援するために、活動時の傷害保険に、加入できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。先にご答弁させていただいたとおり、ただいま複数の町民の方にボランティア活動をしていただいております。ボランティア活動をしていただいている方の、特定というかこちらで把握をしていない状況でございますので、保険の

加入適用は現在のところ難しいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

だからですね、私は希望総力性をして組織化したらどうかと、こういう提案をしたわけなんですけれども、ぜひその辺をですね検討をこれからお願いしたいと思います。子どもたちの見守り声かけ活動の推進は、子どもに優しいまちづくりの推進にもつながります。町の、イメージアップにも繋がっていきます。町としても前向きに取り組んでほしいと思います。

4項目の質問になります。国際交流の推進についての質問です。（1）の質問です。町長は国際交流の推進を表明していますが、その要因や目的について改めて伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。国際化や情報化など社会の急激な進展に伴いまして企業や組織、個人に至るまで海外との交流の機会は増加しております。本町でも外国人住民の増加や長期定住が進むなど地域の国際化は、着実に進んでいるところでございます。

こうした中、町内にある豊かな自然資源観光文化情報を活用した交流、さらには企業などが国際的な相互交流を深めることにより、町民の方々が生活する中で、国際感覚が、豊かになるものと考えております。この中でも特に子どもたちが異文化交流により、多様な文化を体験し理解できる環境を整えることが、国際社会に通用する人材の育成に繋がっていくものであります。今後のまちの発展にも繋がっていくと考えております。まさに、子どもたちの視野を広げていく。そして世界を見る、そして世界で活躍できる人材、その一番最初のその入口として、町の国際交流というのが必要になってくるのではないかというふうに、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

グローバル化、国際化が進行している今日、国際交流を推進することに、私は賛成をいたします。ただですねしっかりとしたプランを持ち、効果のある国際交流を推進してほしいと思い、次の質問に移ります。（2）の質問になります。国際交流推進事業をまちづくり施策や新たな総合戦略に位置づけ、計画的に取り組んでいく考えがあるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町民が国際感覚を豊かにし、異文化交流を通じて、多様な文化を理解するためには、行政、民間レベルで国際交流を推進していくことが、必要であると考えております。

このことから、現在策定中の総合戦略には、国際理解のための学習機会の充実や、外国人との交流促進、国際社会に通用する人材を育成するための、取り組みなどの施策を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひですね、計画的に、効果のある取り組みを推進して行っていただきたいと思います。そこでですね、3番目の質問になりますが、町には国際交流協会が既にあり、既に国際交流事業を行われています。具体的な取り組みや事業については、国際交流協会と連携して検討推進するのはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町が今後計画していく国際交流事業としては、国際社会に通用するコミュニケーション能力を育成するため、外国人との交流をとおり、諸外国の伝統、文化、生活習慣などについて学ぶ参加型の施策が必要であると考えております。

こうしたことから、具体的な取り組みにつきましては、国際交流協会のみならず各種団体や民間企業などと連携して、事業内容の検討や事業推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問しようと思ったんですが、再質問ではなくて、意見として聞いていただきたいと思います。町には多数の外国人や海外に居住していた人たちがいます。海外や国内の外国籍の人たちとネットワークで繋がっている人も多数います。そういった人たちにもアイデアを出して協力してもらう機会を、設定することも考えていただきたいと思います。人・物・文化、日常生活の交流を深めるために、海外の市や町との友好関係を結ぶことは、良いことだと思います。（4）の質問になります。町長は、フィリピンのラプラプ市長を表敬訪問していますが、海外自治体との友好都市提携を推進する意向があるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。本町が国際的な相互交流を進めることにより、町民の国際感覚を豊かにし、多様な文化を理解することは、まちの発展に、非常に有効であると考えております。

こうしたことから、英語圏の都市との交流が効果的であると判断し、海外自治体との友好都市提携を推進するために、様々な方面から検討を始めたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

人口35万人のラブラブ市は、セブ州の中核都市で、大洗町との友好都市関係にあると、聞いております。ラブラブ市との友好都市提携も、考えの一つの中にあるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○7番議員（望月眞君）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。本町に関わる方々のご協力により、情報収集を行った結果、オセアニア圏の2か国の関係者と話す機会を得られました。その中で、フィリピンのラブラブ市長と国会議員であります市長夫人お二人への訪問が決定し、去る2月16日に表敬訪問をいたしました。今後は、様々な分野においてどのような交流ができるのか、ラブラブ市の関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町長は、英語圏の都市との友好環境というお話をされました。私は、例えば中国とか朝鮮とか、日本とゆかりのある都市との友好関係もある意味必要ではないかというふうに思っていますが、どこの市町とどのような交流を進めるのか、十分に検討して進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。英語はもはや国際語と言っても過言ではないでしょう。グローバル化、国際化の中を生活している子どもたちの英語力を高めていくことは、大切なことです。英語教育の推進について質問です。（1）の質問です。教育委員会は本町の小・中学生の英語教育の現状と課題についてどのように把握しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町内小中学校5校の児童生徒は、意欲的、積極的に授業に取り組み、各学年に即した知識や技能を身につけております。しかし、英語は小学校から初めて学習する新しい言語であることから、知識や技能の習得には、個人差が生じやすいことが課題であります。加えて、コロナ禍では、個別の指導が通常時に比べ確保しづらかったこともその要因の一つと考えられています。さらに、新学習指導要領における目標が、聞くことや話すことの音声重視から、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの

4 技能の、総合的な育成へと大きく舵を切ったため、指導法や指導技術の改善が十分に追いついていないことが挙げられます。

これらのことについては、現在、全国的な課題となっているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7 番議員（望月眞君）

現状と課題を把握して、英語教育の推進に取り組む必要があると私も認識しております。

（2）の質問になります。そういった意味で、既に富士川町英語力向上推進会議が設置されていますが、設置目的構成これまでの活動と成果等について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町英語力向上推進会議は、富士川町の児童生徒への英語に関する指導に関して、教員同士が情報を共有する中で課題を把握し、更なる効果的な指導に繋げるため、町内小中学校5校の連携により、今年3月に設置されました。構成メンバーは、小中学校の校長および英語の教員であります。第1回目の会議では、峡南教育事務所の学力向上推進監による講義を受け、小学校、中学校の教員によるグループ討議により課題を掘り起こし、共有いたしました。設置して間もないため、今後活動を継続することで成果が期待されるところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7 番議員（望月眞君）

新学習指導要領により、英語学習の強化がなされています。先ほど、課長がおっしゃったように、この中で様々な課題も出てきていることは、事実だと私は思っています。

小学校中学年に英語活動の時間が配置されて、高学年には教科型英語、正しくは英語でなくて外国語活動、外国語教育っていう指導要領上は、そういう位置づけになっていますが、ほとんどの国では英語という形ですので、教科型英語が新設されました。中学校では英語の授業時数が増えました。小学校低学年においても、生活科や学級活動の時間を活用して英語に親しむ時間が持たれています。それぞれの学習や活動内容を理解し合い、連携して学習を進めることが、英語力の向上に繋がると私は考えております。そこで（3）の質問です。英語教育の推進、子どもたちの英語力の向上を図るために、小中学校9年間を見通した、英語カリキュラム英語の学習指導計画が、町として作成できないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学習指導要領では、中学校では、小学校との連続性を図りつつ、身近な課題について理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケ

ーションを図ることができることが主たる目標と示されており、小中学校の指導内容の共通理解に立って一貫したカリキュラムの作成を目指すことは、英語力向上の大切な要素の一つと考えております。

こうしたことから、今後、英語力向上推進会議の中での話し合いの中で研究されていくものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

なかなか英語って、私達もよく勉強してきたけどなかなか身につかないという状況も、あります。それは様々な課題があるわけですね、その中で例えば、中学3年生の英語から、離脱する子どもたちを見ると、三人称が出てくる、現代進行形、過去進行形が出てくる。この部分でつまずきがかかなり出るんですね。そうすると、そういうところの時間を中学校で多く、確保することが大事。それと小中9年間の見通しの中で、その時間にあてはまるような内容を小学校の段階、高学年の段階である程度単語の獲得だとか、簡単な英語を文章をマスターする、そういうことをやっぱり効果的に進めることが、私は絶対に必要だなというふうに思っているところですが、富士川町の英語力推移向上推進会議を中心にですね、教育委員会と学校が連携して、新たな中学校新設校になりますので、それを機会として小中一貫した英語カリキュラムの編成に取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

最後の質問になります。英語力向上のためには、より多くの英単語の獲得と簡単な英会話、実践力を身につけることが大切だと言われています。英語でのコミュニケーション能力や、英語活用能力の向上を図る機会、例えば定期的な英会話さわ会の開催、英語で楽しく歌おう会、学校に外国人や英語を話せる人を招待しての給食会の開催と、あるいは国際交流事業等の機会等をですね、設定することをこれから町としてできないかどうかその辺について質問を行います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要であり、国際共通語である英語力の向上は、今後の子どもたちの生活にとって不可欠なものであります。そのためにも、地域にお住まいの英語圏や、英語を第2母国語とされている国から来日した方々との日常的な交流は、英語力向上に有効であると考えております。

こうしたことから、今後様々な関係団体との話し合いをもとに研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

既にですね保育園でも英語会話の時間も出ていますね。文科省が進めている英語学習には、

私は様々な課題があると思います。小学校段階から、ある意味で英語力の格差が出ている、これは現実です。塾に行っている子、家庭教師を雇っている子、全く英語に触れてない子、この格差が出た中で英語嫌いも増えている。こういう現実もあるわけですね。通学中の6年生に英語の勉強は楽しいかいつて聞いたところ、楽しくないと答えた子が多いのに、私は、とても残念でした。そういった意味でですね、富士川町英語教育推進モデルを作成して、楽しく学び、活動していく、その中で英語活用能力が高められるような、そういった英語教育推進に取り組めたら、私は素晴らしいと思います。国際交流の推進と英語教育推進が魅力あるまちづくり推進に繋がることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番7番望月眞君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告2番、2番神田雅也君の一般質問を行います。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは通告に則り、質問させていただきたいと思います。リバーサイドパーク構想についてということです。昨年12月末より親水公園北側にドッグランの整備を開始され、昨日オープニングセレモニー、オープニングイベントが行われました。本当におめでとうございます。また、いきいきスポーツ広場南側についてもですね一般車両の駐車場をはじめ、緊急車両の待機場所兼ヘリコプターの発着場と称し、スケボーパークのスペースを確保しつつあります。また本年1月25日に行われました対話集会におかれまして、リバーサイドパーク構想の議論も議会とは一度もされない中で町民に公表されましたので質問をさせていただきます。

本年の3月議会において齊藤議員の答弁のやり取りの中で、当局より具体的な設置検討の理由などを述べられていましたが、リバーサイドパーク構想は、どのくらいの期間をかけて実現させるのか、計画を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川リバーサイドパーク構想は、富士川の河川敷を利用して行う構想であるため、国や関係機関と協議を行い、事業ごとに計画を策定し、進めていくこととしております。

こうしたことから、現時点においては、全ての構想を実現するまでの期間は、未定であり

ますが、現在策定中の、富士川町第3次総合計画に位置づけ、事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、ありがとうございます。未定というお話だとは思いますが、そうは言ってもスケボーパークの場所も今年度駐車場として整備はされます。される中でスケボーパークのバンクだとか、そういったものを付けるものも、一緒に考えながらやってるんだと思うんですね。そのどのくらいの期間で、スケボーパークを完成させるつもりでいるのか聞きたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか

○2番議員（神田雅也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

いきいきスポーツ公園の駐車場のところに計画するスケボーパークにつきましては、これから整備検討委員会などを開く中で、計画を策定してまいりたいと、今考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、わかりました。それも未定ということだという、ご発言だと思います。その財源についても、まだ未定な部分はあるかと思いますが、財政がね、逼迫している最中ではありますので、ぜひ財源の確保もしっかりとすることで考えていただきたいと思います。では続きましてこの2番目の質問に移りたいと思いますが、リバーサイドパーク構想を推し進める上でどのようなタイミングで住民の意見集約などを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川リバーサイドパーク構想について、全体の意見集約は行いませんが、今後、個別の施設計画については、必要に応じて整備検討委員会などを設置し、住民からの意見を集約してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

個別の意見集約を行わないという、おっしゃいましたけども、このリバーサイドパーク

構想、そうは言っても広範囲にわたりですね、いろんなものを整備しようと考えているかと思いますが、そうしますと全体的なものをつけてみたら、ね、バラバラなものになってしまうということもあろうかと思いますが、町民には合わないものがついてしまったということもあろうかと思いますが、ぜひ全体の意見集約を行っていただきたいんですが、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。リバーサイドパーク構想ということですね、全体のビジョンをですね示させていただきました。今回議員ご指摘の、冒頭のドッグランについては、富士川ゼロプロジェクトといいまして、全く一般財源を使わない町の一般財源一切使わないプロジェクトとして発信しました。意見集約の件ですが、ドッグランについてはですね様々な意見を集約しながら、議会の方でも過去の議会の中でも質問があり、ぜひドッグランが必要じゃないかということですね、長期にわたり意見集約をしながら設置していったということでございます。全体的な部分の意見集約をせよ、ということでございますが、これも一度プランを示させていただきました。もう今、意見集約の段階です。プランを示させていただいた段階から、こういうものこういうものこういうものをこれがあるんじゃないか、これはこういう方がいいんじゃないかということですね、既に意見集約、町民からの声、また皆さんからの声を聞くその段階にきておりますので、ぜひともですねもっと夢を語っていただきながらですね、いやこういったものがないじゃないかということをお願いいたして、整備にあたってはですね全体的にやっぱり財源という部分、議員ご指摘のとおり、これが確実に必要になってきますんで、できるだけ今回の富士川ゼロプロジェクトによる、できるだけ町の一般財源を使わない形で、できる限り、様々な有利なですね国県の補助金と、もしくはですね、その有利な財源を見つけてきてですね、そしてその個別の部分で実行するときには、町民の皆さんにしっかりと丁寧に説明をしながら実行していきたいというふうに考えております。スケボーパークについてはですね、アーバンスポーツということで、今ですねオリンピック競技にもなっている部分であります。そして議会からの質問もありました。県内に目を向けますと、県内ではですね、アーバンスポーツスケボーパークしっかりと設備があるところが一つもないんですよ、帯に短しというようなところ、ですから、今検討をしております。そして民間の競技団体ともいろいろ協議をしております。そして、先日はですね富士北麓公園で行われたそのアーバンスポーツの競技なんかを見に行きまして、その団体との折衝しながら生きた本当に有効なものをですね、なるべく財源をその町の一般財源を使わないようなできるだけその有利な財源を使ってですね、設置をしていきたい。設置に当たっては、財源の説明と、そしてどういったものを作るかっていうのを必ずセットでですね、皆さんにしっかりと透明性を持ってお示ししていきたいと思いますんで、ぜひ議論の方をよろしくお願いします。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

丁寧な説明ありがとうございました。町長が進めるゼロプロジェクト大変素晴らしいものだとも僕も思っております。そしてそうは言ってもふるさと納税、今年はどのくらいの目標というものも掲げているかと思いますがぜひそこに達するようにですね、進めていただければと思いますしアーバンスポーツの推奨というか進める上ですね、確かにスケボーパークも大切なものだと思うんですけども、ただ、この町に合ってるのかっていう議論は、まだなされていないと思いますので、それはまた出てきたときにということで、させていただきたいと思いますが、ぜひそれでよろしく願いいたします。そしてまた先ほど財源についてもそういったね、ゼロプロジェクトの中、一環でもふるさと納税ということを考える上ですね、ぜひその辺の財政のバランスを見ながらですね進めていただきますよう、そしてそれにはやはり中学校の新築が控えていることと、体育館が町民体育館の新築も控えていることということもありますのでその辺をちゃんと見定めていただきたいという願いをしまして、この質問を閉じさせていただきたいと思います。

では続きまして、増穂小学校の改修計画についてということで質問をさせていただきたいと思います。本年3月議会において、やはり齊藤欽也議員の答弁のやり取りの中で、小学校の給排水設備改修を令和7年8年度に行い、電気設備等内装の改修については令和9年10年に行うという答弁をしていますので質問させていただきたいと思います。

では一番目の質問に入ります。改修の際には、少なからず騒音や振動もあろうかと思いますが、児童の学習環境への配慮が大切だと思います。どのような工夫を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。

増穂小学校の給排水設備改修工事においても、工事の工程により、騒音や振動が発生することが想定されます。

こうしたことから、大きな騒音や振動が発生する工程については、夏季休業期間中に実施をする。養生をし騒音等が漏れないようにするなど、教育活動の妨げにならないよう、できるだけ配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、ありがとうございます。まず、令和7年8年の給排水設備工事なんですが、今の現在でおわかりになるどのくらいの範囲のものを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか

○2番議員（神田雅也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。給排水管につきましては、増穂小学校、現在の小学校の校舎建築当初のものを使用していることから、全体的に老朽化しております。大規模工事になることから、今年度の設計委託をしまして、その中で、期間や場所等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ありがとうございます。今大規模だというお話もありましたので、やはり夏休みにおいてもですね、令和7年8年で考えれば約1か月半ずつの2か月間、3か月間ぐらいしかないわけですね、それだけでは終わらないと思いますし、はたまた冬休みを入れてもですね、冬休み春休みを入れても、そんなには期間が延ばせるわけじゃないと思いますので、やはり学習勉強の過程の中でも、やっていかなければならないという部分が出ようかと思っておりますので、やはり騒音とか振動とかができるだけないようにという言い方もないんですが、やはり子どもたちの体調管理とか、そういった部分にも影響はしてきますので、その辺の配慮をしていただき、子どもたちが本当に最優先に子どもたちのことを最優先に考えたプランをぜひ実行していただきたいと思っておりますので、お願いしましてこの質問も閉じさせていただきたいと思っております。本当によろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告2番、2番神田雅也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告3番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね質問をさせていただきます。本日は3項目について、質問をさせていただきます。1項目目はですね、町の健康寿命延伸の取り組みについて、2項目目は新庁舎の喫煙所設置について、3項目目は生成AIの自治体業務への活用について、以上の3項目について行います。

それでは1のですね、町の健康寿命延伸の取り組みについての質問に入ります。これはですね、文字通りに、町民の健康寿命を延ばす取り組みについてのことです。健康寿命とは、元気に自立して過ごせる期間のことを言います。日本人のですね、寿命は延びてきました。2023年の最新のWHO世界平均寿命ランキングでですね、ちょっとパネルをご覧ください。このパネルからですね見てみると、なんと日本はですね、男女平均で世界NO.1なんですね。2位がスイス、3位韓国と続いています。寿命が短い国は右の方に示しましたが、非常に大きな差があります場合によっては50歳とかですね。これは生活環境とか医療

体制とか経済的な面が関係してくると思います。しかしですね、平均寿命、寿命が延びることは良いことなのですが、寿命だけが伸びたところでずっと寝たきりや思うように動けなくなってしまうとは思う人もいると思います。そこで、平均寿命と健康寿命はイコールではないということですね。この下の方を見ていただいて、要は寿命とですね、健康寿命の差は男性で9年、女性で12年の差があるんですね。この間何をしているかということなんですね。ここで平均寿命と健康寿命の差をできるだけ小さくするための工夫が、健康寿命延伸、健康寿命を延ばすとの取り組みになります。命ある限り元気で過ごす時間をなるべく長くするという工夫になります。我が町でもですね実はいろんな施策を行っています。これまで、町でやってるものなんですね。上の方なんですけども、これは今町で主催している100歳体操100歳まで生きようということなんですかね。これフォレストモールにある、ブルーアースのジムの中でですね、金曜日に毎週行っています。皆さん一生懸命取り組んでいます。これは無料でですね、実は参加できるんですね。ちょうど私が行ったときは、これはスクワットです簡単な屈伸をやられてました。この100歳体操はですね、高知市が介護予防事業として考案したものだそうですが、効果があることから全国に広がっている対策ということです。体操に参加している人たちの歩く速さなどを、体操に参加したことがない方と比較したところ、体操している人は同じ年齢の人より5歳ほど体が若い、という傾向にあったことから広がったということなんですね。もう一つは下の写真なんですけどもこれは地区の公民館で行っている現在は、健康広場という名前、名称になったようですけれども、以前はいきいき筋力教室とも呼ばれていました。やっぱり皆さん健康寿命を延ばすために、楽しみながら取り組んでいます。ちょうど5丁目会館でですね皆さんが、やられてるところですね。私が見学に行ったときはちょうど体力測定をですね、やってるところでした。実は皆さん一生懸命頑張っているということですね。それではこれらですね、情報を頭の中に入れながら、1の質問に入ります。町では多様な取り組みを行っていますが、健康寿命延伸効果は把握できているのかお聞きしたいと思います。これはですねやはり実施した後のフォロー、フィードバックが重要と考え、お聞きしております。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在住民の健康寿命延伸に向けての取り組みとしましては、第3次健康増進計画をはじめ、各種計画に沿って進めております。

健康寿命延伸の取り組みとしましては、昨年度は保育所、学校などと連携をしました、早期生活習慣病予防教室や各種検診の実施や、ヨガストレッチ教室などの運動教室、地域で行ういきいき筋力教室や100歳体操など、フレイル予防の教室を実施をし、計画の達成指標の評価を行っております。

評価結果から効果としましては、健診受診必要性の周知によって、特定健診、がん検診ともに受診率は県の平均を上回っております。各教室の参加者からは、体力がつくことを実感した、毎日続けたいといった感想がありました。

教室前後での体力測定でも、バランス力や筋力の上昇、歩行速度の改善など、体力向上の

効果を把握をしております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですが地域で行ういきいき筋力教室等の運動教室においてはですね、体力の向上の効果があったということで承知いたしました。またですね、健診受診の必要性の周知によって、特定健診、がん検診ともに受診率は県平均を上回っているというようですけども。さて、ここ数年の受診率の変化はどうでしょうか、要は上昇しているのか、横ばいなのか、下降しているのかということです。よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまの健診の受診率の変化についてのご質問にお答えいたします。まず、特定健診ですけれども40歳から74歳までの受診率につきましては、令和4年までのデータになりますが、コロナ禍ではありましたが、50%以上となっており、ほぼ横ばいでございます。がん検診の受診率につきましては令和3年までのデータとなりますけれども、元年度までと2年度3年度と比較をいたしますと6項目のうち、子宮頸がんについては上がっておりますが他の項目では下がっているという状況でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、がん検診の受診率は、子宮頸がんについては上がっているということですけども、他の項目が下がっているということの何が要因か把握されていますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

がん検診の受診率低下につきましては、コロナ禍であったというのが原因かと思われます。また周知の方は変わらずには継続して実施をまいります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりましたコロナ禍ということで、これからは場合によっては上がっていくというふうを考えていいかなと思います。それでは、（2）の質問に入ります。取り組みを行っている中でですね、課題はどのようなものなのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。健康に関する課題としましては、原因は様々です

けれども、高血圧や糖尿病、脂質、異常等の生活習慣病や、それらが重症化することによる慢性腎不全や、脳血管疾患など身体的なものと、社会情勢や生活環境の変化など、多種多様な問題による心の健康問題が考えられます。

健康問題の悪化は、医療や介護が必要となるだけではなく、住み慣れた地域でその新しい生活を送ることが困難となってきます。このような中、子育てや仕事で忙しく、自分の健康作りに取り組みにくい世代や、健康についての無関心層や独居、孤立といった社会と繋がりの少ない方への支援が課題であると考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、課題の中に挙げられてはいないんですが、各教室の参加者のですね、参加率についてはどのように把握されているのでしょうか。私があの見学したですね、100歳体操ですねこれ全町でやる全町規模なんですけれども14人でした。この点についていかがお考えなのか、お聞きします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。介護予防の取り組みとしましては、私どもの地域包括支援センターが9か所の各地区のサロンや100歳体操の場に出向きまして、参加者にフレイルチェックの質問票から、その方の課題の抽出、また歯科衛生士やリハビリ職の健康教育などを実施をしております。参加人数につきましては職員が出向いているところで見学をされたブルーアースMYボディー富士川の教室につきましても、こちらの方は実績報告で把握をしております。その中で、ブルーアースでは27名の方が延べ570人の方が参加をしているという状況でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、参加率はですね、参加可能該当者に対する参加人数ですね。これって把握は難しいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ご質問にお答えいたします。こちらの場合は登録制ではございませんので、その都度、どなたでも参加ができるということでありますので、その人数的に総人数的なものは把握はしてございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

はいわかりました。把握はされてないということなのでこれ以上はできないということで、それでは（3）の質問に入ります。課題に対するですね解決策について検討されている内容を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。課題の解決策といたしましては、高齢になってから改善の取り組みをするのではなく、若い頃からの健康作りに取り組むことの重要性について周知を努めております。子育て世代などには、食生活や生活習慣を整えることの大切さを周知し、健診結果を活用しながら、栄養運動などの健康教室を実施をしております。また、多くの方が参加していただけるよう、町広報誌やLINEで周知を行い、働き世代が参加をしやすいよう、健診や健康教室の時間帯を休日や夜間等に設定をしております。

さらに、健康についての無関心層や独居といった、社会と繋がりの方への支援としましては、区会や地域組織である愛育会や食生活改善推進委員会などのご協力をいただきながら、地域の中での通いの場を開催し、社会参加の機会を増やしているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、町民の方からですね、本年度から、トレーナーですね派遣回数が町の方針で減ることになったということを聞きました。社会参加の機会を増やすということからは逆行しているように思いますが、この点についてはいかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問で、いきいき筋力教室のことについてのご質問に、お答えいたします。このいきいき筋力教室は、平成18年度から実施をしております。昨年度は17のグループが活動をしていました。本来の教室の目標については住民主体の教室、地域の集う場となることを目指しまして、運動指導士や町や社会福祉協議会の職員が、月2回実施をしております。それが行政主体の教室となってしまっていることと、住民主体の通いの場が多くなっていること、また教室の参加者が年々減少している状況でございます。このことから、住民の方と話し合いを重ねまして、月2回、住民主体で活動するグループには運動指導士やリハビリ職食生活改善推進員などの講師の派遣をすることとなりました。確かに、昨年度に比べて運動指導士の派遣回数は減ってはおりますが、長年行政主体で実施をし、住民の皆様には運動の方法について十分知識や方法を得ていただいている中で、住民主体で教室を運営していただくことは、これからの時代に即した方法であると考えております。

本年度は健康広場と名称を変えて実施をしております。地域によっては、開催方法を変えたことで参加者が増えたり、あと、3世代交流の場になっていたりする地域もありますこと

から、社会参加の機会を減らしているとは考えてはおりません。

今後も町といたしましては、サポーターによる運動のDVDや、この運動の資料の配布、また介護予防サポーター養成講座の開催などを継続して支援を続けてまいります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、その運動指導士の派遣回数が減ったことによる、悪影響はなかったと理解してよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。それぞれ他のメニューにも、こちらでご提案をさせていただいておりますので、悪影響はないと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。悪影響はなかったということで一安心しました。それでは（4）の質問に入ります。ここはですね町の施策との関連もあるので、できれば町長にお伺いしたいんですけども、健康寿命の延伸をですね、実は町が掲げている子育てNO. 1の施策にも、大きく影響があると考えます。子育てにはですね、おじいちゃんおばあちゃんの力が、必要になります。実際に頼りにされている方も多いと思います。従って、子育てにはですね、おじいちゃんおばあちゃんが元気であることが必要になります。これを視聴されている皆さんの中にも同じ方が多いと思います。その意味でも、健康寿命延伸施策が重要で、その取り組みの継続には、動機づけというのもですね重要な要素になります。そこで、町の健康寿命延伸施策のプライオリティ優先度をですね上げていただいて、藤枝市で実施しているような健康マイレージのようなですね、次の展開を図る施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。しっかりと健康マイレージのような展開を図って優先度を上げていけというご質問だと思います。藤枝市は静岡県と連携して無関心層の動機付けとして、健康予防日本一藤枝プロジェクトを実施して藤枝健康マイレージという事業を展開していると、承知しております。住民の健康づくりの動機づけは、健康寿命を延ばし、医療費の削減に繋がるため、私も、重要であるという認識をしております。そのためには、住民が参加しやすい事業を企画実行することで、健康づくりの動機づけに繋がるよう今後も努めてまいり所存でございます。

また無関心層への働きかけも含め、町の健康づくりにとって有効であるか、藤枝市のようなですね、先進事例、他の自治体の健康増進事業を様々調査しながらですね、そのメリット

デメリットについて、しっかりと検討してまいりたいなというふうに、考えております。
以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ありがとうございました。それでは再質問ですけれどもこの延伸施策ですね。子育ての施策と同様に、まちづくりでは非常に重要なものだと思います。これいつまでに検討して、健康マイレージのような事業をいつ実行するつもりなのか。計画もあれば教えてください。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。藤枝市などの事例を参考に、今後検討をいたしまして、早くても明年度の事業として着手できるよう努めてまいります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

承知しました。これからですね、きっと健康寿命延伸施策が続々と出てくると、期待しております。そしてですね、北海道の栗山市が掲げている健康寿命延伸のまちづくり宣言の ようにですね、町として健康寿命延伸を前面に出してですね、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、豊かに暮らせるまち、住み続けられるまちづくりを目指していく必要があると思いますので、一つご対応をよろしくお願いいたします。以上です。1の質問を終わります。

ここで、2の大きな2の質問に入ります。新庁舎のですね、敷地内に喫煙所が設置されて数か月が経過しました。設置されてから町民から、なぜその位置に設置したのか、使用時間等の制限はあるのかといろんな声が入ってきましたので、公共施設の喫煙所という面から、質問させていただきます。それでは1の質問に（1）の質問に入ります。現在の庁舎敷地内にですね、喫煙所が設置されるまでの経緯について伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和元年7月から改正健康増進法に基づき、学校、病院、行政機関の庁舎において、敷地内禁煙が施行され、屋外において受動喫煙を防止する措置を講じた場合は、特定屋外喫煙場所を設置することができるとされたところであります。町では、新庁舎の基本設計段階において、来庁者並びに職員等に一定数の喫煙者が見込まれることから、検討の結果、設置に至ったところでございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、新庁舎基本設計段階において、既に検討されていたということ、私は

承知していなかったんですけども、その時点でですね、場所の特定は場所の特定はされて、しかも図面化されていたのでしょうか、教えてください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。図面化は基本設計段階においてはされておりませんでした。議員説明会では、3階バルコニー、ベランダと、敷地内の適地に設置しなければならないと答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、新庁舎運用開始時においてはですね、3階のバルコニーが実は、喫煙所になってたんですね。喫煙者はそこで喫煙されてました。その後、現在の場所に喫煙所が設置となったのですけども、そのバルコニーから現在の位置に決定した経緯について説明してください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。3階バルコニーおよび現在の喫煙場所についても、2か所に設置する計画でありましたが、庁舎運用開始とグランドオープンに1年のタイムラグ時間差がありましたので、喫煙所の使用にも差が出たところであります。しかし、3階バルコニーの喫煙所については、庁舎運用開始後、町衛生委員会から喫煙所への出入りの際に、食堂にいる方が受動喫煙の可能性があると指摘されたため、廃止をしたという経過であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、そこに設置した費用っていうのはどこから算出されたんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。3階バルコニーについては、軒下に灰皿を置いただけの喫煙所であり、駐車場南側にあります喫煙所については、管財課の新庁舎整備事業の工事請負費から算出したところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

新庁舎整備事業の工事費請負費から算出したとのことですけどその金額を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。設計段階の直接工事費ではありますが、外の南側にある喫煙所につきましては、63万円弱というような形で設計をいたしました。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

設計全ての費用と考えてよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。こちらについては整備事業の屋外建設工事の一部の直接工事費ということですので、喫煙所にかかる費用が63万円ということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はいそれでは（2）の質問に入ります。設置場所ですね、現在の位置、駐車場の今の東側っていうんですかね、駐車場の東側にした理由について伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在の場所へ設置した理由につきましては、国が定める職場における受動喫煙防止のためのガイドラインに従い設置したところであります。国のガイドラインでは、喫煙者以外が立ち入らないよう区画するとともに、わかりやすい場所に喫煙所である旨の表示をすること、また、喫煙所から漏れる煙な影響に配慮することとされております。

こうしたことから、今の位置が適地であると選定したところであります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、現在の位置はですね、西側の正面入口に近いんですね。風向きによってはタバコの煙が通路に流れてくるという話も聞きましたがこの点は把握されてますか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在の位置をして設置をしております喫煙所につ

きましては、国のガイドラインに基づく開放型の特定屋外喫煙場所でありますので、タバコの煙は上空に拡散する方法をとっているため、風向きによっては臭う場合があることは承知しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、またですね近隣の住民からは、この喫煙所に関する苦情等の情報は入っていないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所に対する苦情については届いておりません。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（3）の質問に入ります。喫煙所から外に漏れる煙による二次喫煙、また煙がですね、喫煙者の衣服等に付着することによって三次喫煙、これは残留受動喫煙ということなんですけども、についての対応についてはどのように考えているのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所から外に漏れる煙による二次喫煙の対応につきましては、喫煙者以外が立ち入れないよう、わかりやすい場所へ喫煙所である旨の表示をすることや、喫煙所の構造を、煙が上空へ抜けるよう配慮したところであります。また、衣類等に付着する三次喫煙の対応につきましては、対策を講じておりませんが、今後、国県の対応などを注視する中で、町衛生委員会とともに検討し、喫煙者に注意喚起を促してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

現在の規制上はですね、自然対流による煙の拡散を狙ってですね、天候によっては風の流れない場合があります。結局排出できずに煙が内部に充満します。そして、衣類等に浸透付着すると、それが三次喫煙ですね残留受動喫煙になります。役場の業務はですね、窓口業務等ですね町民と近距離で対応を行う業務があります。このような状況も考慮して、運用を検討していただきたいと考えます。これは意見ですので、それでは（4）の質問に入ります。

（4）喫煙所の利用者数はどれくらいと把握しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所の利用者数、利用者は、来庁者や出入り業者などの利用者人数は把握しておりませんが、職員と議員において約30名の方が利用しているものと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

質問ですがこの30名の方が利用する喫煙所は、一体何名が一度に利用できますか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所の広さは縦1800ミリ、幅が2450ミリというような広さであるため、一度に利用できる人数入れる人数であります。4名から6名ぐらいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

とするとですね、30名が一度に行くことはないにしても場合によってはそのタイムテーブルで決めるような工夫がもしかしたら出てくるかもしれないですね。それでは（5）の質問に入ります。喫煙所の使用規則なんですけども、これはどのように定められているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所は庁舎の附属物並びに敷地内の建物でありますので、富士川町庁舎等管理規則に従い管理しております。規則においては管財課長が管理することや禁止事項等が定められております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、どのような禁止行為が定められているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

庁舎等管理規則で示す禁止事項につきましては、物件を壊す行為、美観を損なう行為、危険物を持ち込む行為、それから物やゴミ等を放置する行為など一般的なものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですが、この喫煙所はですね、来庁者も利用することが考えられます。それが想定されてると思うんですね。そのために禁止事項はですね、はっきりと明記して、掲示板等で掲げるべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、公園など不特定多数の方が来るところについても禁止事項等の掲示がありますので、掲示内容を検討し対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

規則を含めですね管理者ですかね。この喫煙所を利用する管理者はですね、喫煙者の中から選任したら、私はどうかと思うんですよね。実際に利用されているので、梗概な管理ができると考えますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。庁舎等の管理責任者はあくまで管財課長でありますので、喫煙者の中から選出することは考えておりません。なお今まで吸殻などの片付けをしてくれる職員もありましたが、どのような形で管理にお手伝いいただけるか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、規則の中にですね、利用時間、利用回数等の規則が、定められていますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。利用時間、利用回数等につきましては、喫煙者のモラルやマナーの範疇でありますので、定めてはおりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これは意見なんですけども、モラルやですねマナーの範疇とのことですが、やはり、ある

程度のガイドラインは必要と思われます。ご検討をお願いいたします。それでは（６）の質問に入ります。喫煙所はですね、タバコの火による火災発生の懸念もあります。この喫煙所の管理はどのようにされているのか伺います。この質問をですね、行う理由は、実は管理がしっかりなされていない状況が散見されたために行っております。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙所を含む庁舎等の管理につきましては、管財課長が行うと庁舎と管理規則で示されております。また、庁舎の防火管理者は、管財課長でありますので、火気管理につきましても、管財課長が行うことになっております。喫煙所の火災予防の管理におきましては、視認性を確保するため、囲いの上半分の透明にする構造とし、水を入れたペットボトルを常備するとともに、近くに消火器を設置しております。清掃作業につきましては、週３回の庁舎清掃作業の業務の中で、シルバー人材センターに依頼しているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問ですけれども。火災の危険が伴う施設です。そこにははっきりとですね、管理責任者誰々と、明記した表示板を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。禁止事項、使用上の注意など内容を検討するとともに、管理責任者および防火管理者の掲示についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、清掃はですね、今おそらく吸殻の片付けがメインだと思うんですね。ところが期間が経過すると、内壁、透明のところとかですね天井、ここに実はヤニが付着するんですね。付着したニコチンはですね実は空気中の成分と反応してニトロソアミン類へと変化して、この中に発がん物質も含まれると言われてるんですね。これは定期的に拭き取る必要も出てきます。このようにですね、清掃内容も増えますので、清掃は、喫煙者もですね、自分の出した煙で出てるものなので、当番で行うことも検討されてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。喫煙者がどういう形で手伝っていただけるかとい

うこともあります。職場としての受動喫煙防止対策につきましては、町役場組織全体で考えることと考えておりますので、それも含め検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これも意見なんですけども、喫煙所についてはですね、公共施設の喫煙所という面を持ってるんですね。しっかりとした管理で、周辺にもそして喫煙をしない方にも十分な配慮をして、節度をもって利用していただきたいと思います。せっかく綺麗な庁舎ができました。他のところは、ちょっとというような変なですね味噌が使えないようにお願いしたいところです。以上で2の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

途中でございますが、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは3のですね生成AIの自治体業務への活用についてに入ります。町では本年度、業務にですね、生成AI、これChatGPTなんですけども、それを利用する予算申請があり承認されました。そこで業務にですね、どのように活用するのか、より具体的な面からお聞きしたいと思います。ちなみに山梨県では、令和5年の12月1日から利用を開始すると広報紙はですね、昨年の夏に17部局の職員130人を対象に、生成AIを試験導入した結果、9割以上の職員からですね、業務の効率化に繋がったということで、本年度から本格活用をするとの情報があります。

また、全国の自治体で初めてですね、国産の生成AIを導入した相模原市では市長がですね、生成AIを作った原案を使って、議員からの一般質問に対する答弁を行ったという事例もあります。ネット上にはですね、ChatGPTを活用した卒論の書き方なんていう記事もですね、いっぱい載ってます。

さて何ができるのかですね、ChatGPT、私がですね実際ChatGPTに聞いてみました。簡単に教えてくださいということで聞いたところ、回答はですね、質問に答える、会話をする、テキスト生成や編集の手助けをする、特定のトピックに対して情報提供するとありました。ちょっと難しいですね。要は強力な相棒が横にいるようなものですね。全てのものに答えてくれるということです。さて（1）の質問に入ります。生成AI、ChatGPTを業務に活用する町の具体的な計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町では、多種多様な文章の作成や、会議録作成補助などの業務に活用するため、C h a t G P Tを導入し、セキュリティ環境の構築や町で取り扱う文書などを学習するための、データベースの作成などの準備を進めております。

こうしたことから、今後は活用や利用に関するガイドラインの策定の他、職員研修を実施し、明年1月には全職員を対象に、C h a t G P Tの本格導入を進めてまいりたいと、考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、C h a t G P Tについてはですね、ご承知のとおり、新年度予算を通過して既に2か月が経過しました。経過しているので、具体的な計画を示していただきたいと思います。挙げられているセキュリティ環境の構築データベースの作成は、いつまでに完成させるのでしょうか。また、ガイドラインの策定はいつ、職員研修の実施はいつまでというような目標値があってしかるべきと私は考えていますので、それぞれの項目とスケジュールを示していただけないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。使用に関する環境の構築、ガイドラインの策定、職員研修につきましても、いずれも明年1月の本格導入に向けての準備段階で、行う必要があります。

こうしたことから、これらの策定ないしは作成の目標につきましては、12月までの完了を目途と考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、非常にざっくりとした計画にですね感じます。各項目ごとにスケジュールが時系列で決まっていればそれを教えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。こちらのC h a t G P T導入に関します、委託の業務になっておりますが、これからの発注になります。受注先の業者の方と細かい打ち合わせを行う中で、この辺の環境構築ガイドラインの策定研修につきましては、細かく作っていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました現状ではちょっと無理だということで、それでは2の（2）質問に入ります。
生成A Iを業務に活用するメリットについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。生成A Iの自治体業務への活用につきましては、業務効率化と住民サービスの向上が期待できる点が大きなメリットであります。具体的には、住民からの問い合わせに迅速かつ正確に対応できる機能や、自治体業務内での報告書や提案書、会議の議事録作成などの補助ツールとして活用することにより、職員の負担が軽減され、より重要な業務に集中できるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、メリットは、時間効率のメリット、文章の精度向上等のメリットもあると考えられますが、例えば時間的にはですね、どれくらいの時間短縮が図れると考えられているのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。既に導入済みの他自治体の事例等を研究する中で、職員1人当たり月におよそ3時間程度の業務短縮が見込まれるのではないかと、という報告等も見ておりますので、富士川町でも同様の効果があるものと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりましたそれでは（3）の質問に入ります。活用する上でですね、規則あとは制限は構築されているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。生成A Iを活用する上での規約や制限につきましては、現在構築されておりませんが、住民のプライバシー保護や使用するデータの安全性確保は最優先事項になります。

こうしたことから、本格導入前にセキュリティ環境の構築と、システム上に制限を設けるとともに、使用上のガイドラインを策定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、セキュリティ環境の構築はどのようなものなんですか。例えば物理的にですね主要PCに制限をかけるとか、ユーザーへの制限なのかこの部分どこまで考えられているのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。物理的な制限といたしましては、特定のアクセス経路からのみ利用できる形を予定しております。

また、利用履歴、また随時利用履歴も随時参照できることなどを考えております。そういったことから、不適切な利用については、随時確認ができる環境となっております。ユーザーへの制限につきまして必要なものについては、今後、業者等との打ち合わせ等もある中で決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは（4）の質問に入ります。生成AIからですね、得られた情報や活用方法を各部門で共有する仕組みが考えられているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。役場内には、デジタル化を推進する組織として、各担当課から選出された委員で構成された情報化推進委員会がございます。今後は、各担当課で得られた情報や活用方法を共有するための仕組みを、情報化推進委員会を中心に検討していく予定であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、その情報化推進委員会ではですね、いつまでに共有化の仕組みをつくる計画なんでしょうか。あったら教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。導入に向けまして職員研修を実施していく中で、効率的な書類の作成等の使い方、こういったものにつきましてその重要性や手法について、理解を深めていくことと、そういった形で推進委員会の中では検討していきますが、これが

ら詳細につきましてスケジュール等も作っていきますので、年内中の共有化の体制作り、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

（5）の質問に入ります。生成A I を既に各部門で活用した事例があるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。これまで活用した事例としては、会議の議事録作成、各団体でのあいさつ文の作成、課題解決についての提案書作成、各文書の作成および校正、各種計画書などへの提案、法律規制等に関する情報収集などに活用しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、そうなるそうですね。既に活用しているということで、ガイドラインが作成する前に、既に活用しているということなんですね。それとも簡単なその簡易的なガイドラインをもとに活用したのでしょうか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。導入に当たりまして、事前に使用方法および使用上の注意に関しましては、説明会を開催し、職員の中でその資料を共有しているところであります。使用上の注意につきましては、個人情報への入力禁止や、生成された文章の正確性の確認などが盛り込まれております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました具体的なですね、実は詳細計画が見えない部分があります。しかし初めての運用ですのでこれからいろいろ検討しながらですね、既に活用を開始している自治体を参考にさせていただき、効果のある活用をお願いしたいと思います。

山梨県ではですね、施策立案支援ですね、アイディアフレーミングストリーミングなどに活用する計画もあるということなんですね。使い方によっては、我が町の強力なツールとなり得ると思います。隣にですね、何でも知っている強力なアシスタントがいるようなものなんですね。ですからぜひともですね、活用させていただいてその効率が上がった時間はより高度なものに職員の方に向けていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて通告4番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

これより大きく3項目にわたり質問をさせていただきます。まず一つ目はセカンドブック事業についてお伺いいたします。富士川町では、新しい町民図書館を中心に講演会やイベントの開催、朗読会や本を買い紹介するビブリオバトルなど、読書活動の推進に積極的に取り組んでいただいています。昨年策定された、富士川町子どもの読書活動推進計画の中に、家庭における子どもの読書活動の推進として、日常の中に本と触れ合える時間や環境を設け、家庭で読書を楽しむことが必要です。家庭における読み聞かせなどの読書活動により、家族のスキンシップやコミュニケーションを深めることができます。家族でのふれあいの中で、絵本の読み聞かせをしたり語り合ったりするのは、子どもの読書の始めの一步です。富士川町で育つ子どもたちが本をとおして豊かな心を育み、広い世界へと羽ばたくよう願いますと明記されているのです。

一番目の質問として、本町では令和3年から赤ちゃんのお誕生をお祝いして7, 8か月児の健診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施していただいています。私は10年前の初めての一般質問のときから、このブックスタート事業について、その必要性を何度も訴えてきました。絵本を介して赤ちゃん和父母者が言葉を交わす一時を応援する、赤ちゃんの幸せを願うブックスタート事業、そのフォローアップとして、3歳児や小学校入学前などの時期に絵本をプレゼントするのが、セカンドブック事業です。家庭での絵本の読み聞かせをとおして、幼児と保護者がさらに絆を深め、子どもの読書活動を広げ、子どもの健やかな成長の支援を図るものです。本町でも、3歳児健診時などに、セカンドブック事業の実施を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、乳幼児期に絵本に触れ、親子の絆を深めるきっかけとなるよう、乳児健診において7, 8か月児を対象にブックスタート事業を実施しております。この事業は、町立図書館司書による読み聞かせと、町が選書した本から1冊選んでいただき、プレゼントするものです。ブックスタート事業に続くセカンドブック事業も大切であると考えますが、1日の大半を過ごす保育所での読み聞かせや、町立図書館の配本サービスを利用し、多くの本に触れることができる環境にあります。また、児童センターでは、絵本コーナーの充実により、健診時にも親子で本に触れられる機会を提供しております。さらに、町立図書館でのおはなし会をご利用いただくことで、セカンドブック事業に変わる、本に関心を持つ機会の確保ができていると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5 番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、三つ子の魂百までもと言いますが、本当に人生100年時代の土台を築く最も大事な3歳までのかけがえのない時期の支援を、充実させるべきだと私は思います。いろんな今支援策をしてくださっていることをお聞きいたしましたけれども、本当にこの富士川町で生まれる出生数が約60人ほどになってしまっています。この尊い富士川町で生まれる子どもたちのために、成長段階に応じた絵本のプレゼントは決して無駄ではないと思います。やはり、いろんな所で読み聞かせとか絵本に触れるということはあると思いますが、我が家に家庭にその絵本をいただいて、そして我が家で保護者の方が読み聞かせをする、そういう尊い時間をしっかり作ってあげたいという思いであります。この本当に未来への希望が詰まっているのが、私は第2段階のこのブックスタートからのセカンドブックになると思っております。先ほども最初に紹介しました推進計画では、ブックスタート事業を継続し、家庭での読書の重要性の理解促進に取り組みます、子どもの読書活動について普及啓発していきます、と書かれております。具体的に本が身近にある環境をつくること、家族で本を楽しむ時間帯をつくることなど5項目を掲げられております。今回、富士川町子ども読書活動推進計画はこの今回参考に検討されたのでしょうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまの質問にお答えいたします。読書計画の方の計画の方は参考にはしておりませんが、セカンドブック事業というものは、本に関心を持つ機会の確保であると考えております。先ほど挙げました事業の他に保育所におきましては、すずらんの会により読み聞かせを各園年4回行っております。絵本観察の時間として毎月1冊月1回実施をしております。また図書館へ行き、自分の好きな本を1冊借りるというような事業も行っております。また、児童センターにおきましても各教室でぴよぴよクラブ子育てひろばにおいて、読み聞かせを実施しております。このように、子どもが本に触れる機会を、多くの場所で提供できております。そのことをもちまして、セカンドブック事業の絵本に関心を持つ機会の確保ができていと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5 番議員（小林有紀子さん）

本当に多くの場所に取り組んでくださっていることは本当に確認をさせていただきました。本当にしっかり皆さん方が取り組んでくださっているということがよくわかります。しかし最近若いお母さん方の中に、スマホで動画などを赤ちゃんに見せて泣き止ませている様子も見受けられました。その間、お母さんは赤ちゃんのそばを離れて自分の用事をしていました。スマホに子守をさせているのかと驚きでした。インターネットやスマホやゲームなど情報化社会が進んで、時代の変化は子育ての仕方にも大きく反映されてきていることを痛感しました。本当に一生の土台となるこの大事な時期だからこそ、未来を担う子どもたちの将来の豊かな心、思いやりのある心を育むための、子育て支援の更なる充実をするべきではないか

と今回提案をさせていただきました。先月開催されました、絵本と私の物語展というイベントがありましたが、県知事や県教育長をはじめ、町長、副町長も来賓として鑑賞されました。再質問をさせていただきたいんですが、子どもから高齢者まで約1万8000人の方が鑑賞されたということです。本当に多くの方がこの絵本ということに対して大変興味を持って鑑賞されて、新たなこの小さい頃の自分が愛された時の思い出を、思い返したというお声も聞きました。やはり、この時の思い出ということは大変に重要だと感じました。絵本展を鑑賞されました町長に子育て支援日本一を目指すまちづくりとして、町長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。絵本と私の物語展、本当に興味深くそして感動の中で拝見させていただきました。やはり読み聞かせという部分ですね本と触れ合う機会を幼少の頃から多くそういう場面が必要だということ、そこはですね議員も私も執行部側も思いは一緒でございます。読み聞かせの効果というのはですね、やはり子どもの言語発達語学力の向上や想像力の育成、また感情の理解や共感力の促進など様々な効果があるというふうに感じております。ですからですね様々な機会を捉えて、そして子どもたちのすぐそばにですね、絵本またその読み聞かせの中での触れ合いという部分が多く存在するようなですね、そういう町にしていきたいという思いは議員と一緒にございます。これからは様々なご意見をいただきながら、共に施策を前進していきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

町長には突然にも関わらずご答弁いただきありがとうございます。来年度の新たなプラン作成となる富士川子ども子育てプランに向けて、来年度はこれまでのプランの本年度はこれまでのプランの検証見直しの年度でありますので、ぜひ、ブックスタート事業からセカンドブック事業へ更なる子育て支援の充実に繋がるような展開を、進めていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問ですが、ふるさと納税を活用しての実施についてお伺いいたします。富士吉田市では、選べる寄附金の使い道として、寄附金の活用で、使い道がカタログなどで紹介されています。使い道は8項目にわかれていて、その中の豊かな人間性を育む教育支援事業の中から、令和元年度からは新たにふるさと納税を活用して、2歳児健診の際に絵本を2冊プレゼントする、ブックステップ事業を実施しています。もちろん、富士吉田市では、4か月健診の際にファーストブック、小学校、中学校入学時にセカンドブックサードブックとしてそれぞれプレゼントをしています。富士川町のふるさと納税では、六つの使い道にわかれていています。その中から考えますと、健やかで笑顔があふれるまちづくりが当てはまるのではないかと考えます。ふるさと納税をされた皆様のお声にお応えする方法として、ブックスタート事業、さらには今後ですが、セカンドブック事業への実施を、納税者の方の給付が

反映されるよう見える形で実施していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふるさと納税を活用して、町の事業を実施していくことは有効であると考えます。しかし、セカンドブック事業は、他の事業で補完できているため、現段階では考えておりません。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

セカンドブックはまだということですが、ぜひ、ブックスタート事業等、また今後そういう子育て支援等に繋がる皆様のお声をこういうものに活用していますというふるさと納税の寄付者の方の声を生かして、反映したそういう使い道が目に見える形でしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の項目として、難聴で困らないための支援について伺いいたします。一番目の質問として、加齢により聞こえにくい方や日常生活で聞こえづらい方が来庁された際、窓口などでの対応は、本町では筆談を促す札が窓口に設置されておりますが、筆談では十分なコミュニケーションができません。大きな声で話をされる場合、プライバシー保護の観点からも慎重に対応しなければなりません。安心して、職員との意思疎通ができるよう、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホン軟骨伝導イヤホンを庁舎窓口を導入し、庁舎された方がコミュニケーションや手続きがスムーズに行えるよう、住民福祉の向上のために導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

来庁者で耳の聞こえにくい方への対応につきましては、担当の窓口職員がわかりやすい言葉でゆっくりと説明すること、いつもより少し声を大きくすること、筆談により対応することを心がけております。軟骨伝導イヤホンについては、昨年6月に東京都狛江市において全国で初めて導入したと聞き及んでいます。本庁におきましても、この軟骨伝導イヤホンが耳の聞こえにくい方との、円滑なコミュニケーションが図れ、窓口業務の時間短縮に繋がることから、今後導入に向けて積極的に検討してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。大変心強い嬉しい町長の英断を聞きまして、本当にありがとうございます。この私も何骨伝導イヤホンを装着してみましたけれども、大変にクリアでよく聞こえて、大変びっくりしたところです。この軟骨伝導で、骨伝導の一種であるかと誤解されがちなんです、このメカニズムや性質、特徴は全く異なります。人が音を聞く経路が空気

を震わせて音を伝える気導、そして骨を振動させて音を伝える骨導としか知られていなかったわけですが、2004年に奈良県立医科大学の細江裕司学長がこの第3の聴覚経路である軟骨伝導を世界で初めて、発見しました。このイヤホンは通常の気導イヤホンの耳をふさがないため、周囲の音も聞こえます。骨伝導イヤホンでは気になる側頭部の圧迫感や音漏れ也没有ありません。コロナ禍以降は、マスク着用飛沫防止のパーテーションの設置で意思疎通がさらに難しい環境になっていましたけれども、この軟骨伝導イヤホンを使えば、付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンの部分には穴や凹凸がないため、次の人が使用するのにも消毒がしやすいとのメリットがあります。既に、相談窓口に設置する自治体や、金融機関病院などは125団体にものぼります。高齢化に伴って、今後増えていく、難聴者の方の福祉向上のために、安心して相談できる環境作り、この軟骨伝導イヤホンを導入していただけたというお話を聞いて、本当に感謝の思いでいっぱいです。ぜひとも環境作りを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは2番目の質問として、身体障害者手帳をお持ちの難聴者の方には、障害者総合支援法に基づく補装具費の助成を受けられる制度が整備されています。しかし、交付対象にならない、比較的軽度中等度の難聴の児童の言語発達の機会を損なわないよう、また、高齢者の生活の質の向上などを鑑み、交付対象とならない難聴の方に対しての補聴器の購入のための費用助成について伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、補装具費の助成対象とならない18歳未満の難聴児を対象に、富士川町中等度等難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱によりまして、購入費用の3分の2相当を助成をしているところであります。しかし、18歳以上の成人の方に関しましては、国県からの財政支援がないことから、助成はしておりません。耳の聞こえの問題は、認知症の発症要因の一つと考えられており、国では認知症に関する施策を推進をしています。このことから、補聴器の購入費助成につきましては、補助制度化されることが望ましいと考えており、引き続き、県や国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、18歳以下の方への補助については確認をさせていただきました。しかし、軽度中等度難聴の方が補聴器を購入する場合は全額自己負担が基本となりますが、独自の支援策を行っている自治体もあります。高齢者の方は、認知症になる最も大きな危険因子は難聴であることが報告されていますので、聞こえを改善し、会話の弾む環境を整えることは、認知症の予防に繋がります。日常生活の中で会話が不自由なく、家族や近隣の方などとコミュニケーションがとれるよう、早期に補聴器を使用することで、効率化や認知症の予防となります。生活の質を維持することは、将来介護支援を受けずに、住み慣れた地域で生活ができるためのフレイル予防に繋がります。物価高騰の中、町民の経済的負担軽減の

ため、補聴器購入費用の一部を助成すべきと考えます。近隣では、甲州市や市川三郷町など補助事業が行っている自治体など、先進事例を参考に検討されたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。18歳以上、特に高齢者の補聴器購入に対する助成制度につきましては、県内の市や町でも補助制度があることは承知をしております。しかし、国の認知症施策推進大綱によりまして、認知症の予防と共生を主眼に置いた政策を推進をしていることから先ほど申し上げましたが、国の補助制度化がされることが望ましいと考えております。なお、高齢者の難聴の大部分は加齢性難聴ということであることから、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予防が、難聴の予防にも繋がるとされていることから、引き続き住民への健康増進事業と介護予防の一体的な取り組みを進めてまいります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも高齢化が進む町の将来の健全財政のためにも、フレイル予防のためにも前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、三つ目の項目ですが、プレコンセプション妊娠前ケアの対応についてお伺いいたします。厚生労働省が、2023年の人口動態統計から、1人の女性が生涯に産む子どもの数を推定した、合計特殊出生率が、過去最低の1.20となったと発表されました。未婚や晩婚化が、影響しているとのことですが、若い世代の人たちが安心して子どもたちを産み育てられる環境作りが、喫緊の課題です。

一番目の質問ですが、コンセプションは受胎、つまりお腹の中に新しい命を授かること。プレは何々より前の、プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら、若い男女が早い時期から妊娠出産の知識を持ち、自分の生活や心と体の健康に向き合い、人生設計の参考にする考え方です。2012年には世界的保健機関WHOで定義がなされ、国内では近年の女性の低栄養や働く女性の健康問題、不妊治療や低出生体重児の増加などにより、プレコンセプションケアの必要性が注目され、第5次男女共同参画基本計画の第7分野、学童思春期のところにプレコンセプションケアが記載されました。2021年、成育基本法に基づく成育医療等基本方針において、女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みの実施が定義されました。公明党が掲げる、子育て応援トータルプランにも推進を掲げています。妊娠出産には様々なリスクもあります。例えば、晩婚化が進む中、30代後半以降の高年齢になるほど、不妊や流産の割合は上昇するとされ、体の状態や病気、生活習慣も妊娠中の合併症や、出生児には大きく影響を及ぼし、妊娠が判明しているからでは対応が難しくなる場合も多いと言われています。プレコンセプションケアにより、早い段階から適切な知識を得て、健康で質の高い生活を送ることは人生の選択肢を広げ、妊娠出産時や次世代の子どものリスクを下げることに繋がります。こうした重要性から、

プレコンセプションケアについて本町の取り組みについて見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまの質問にお答えいたします。プレコンセプションケアとは、将来子どもを持つ可能性を踏まえ、男女ともに健康に向き合い、妊娠や出産に関する正しい知識を身につけることなどです。若い世代から健康的な生活習慣を身につけ、自分の体を大切にすることが将来の健康に繋がっていくため、とても重要なことであると考えております。

このようなことから、町では町内の中学校3年生を対象に行う、思春期体験学習において、プレコンセプションケアの重要性を伝えることが、健康意識を高める良い機会となっているため、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

大変本当にこの今おっしゃっていただいた思春期体験学習、中学3年生を対象にされて、赤ちゃん抱っこをする体験学習、本当にこれは大変に素晴らしいなと思っております。この体験後にお話をしてくださっているということも承知をしております。さらに、このプレコンセプションケアの意識向上に向けて継続して取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

再質問ですけれども、この成育医療等基本方針では、医療、保健、教育、福祉など関係分野の相互連携を図りつつ、総合的な取り組みが求められています。プレコンセプションケアの取り組みは、妊娠を計画している女性だけではなく、全ての妊娠可能年齢の女性と、パートナーにとって大切なケアです。答弁していただいた子育て支援課の他にも、関係部署との連携、外部の関連機関との連携した体制の構築が必要ではないでしょうか。全体的には町民の健康増進として考えることが必要かと思いますが、福祉保健課としてはどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。子どもの頃から健康や生活習慣は、成人期やその後の高齢期の健康にも影響いたします。生涯を通じた知識の普及が大切となるため、妊娠期、乳幼児期から食事や生活習慣についての周知をしております。特に女性については20代から30代の痩せというところで健康問題もありますので、栄養相談や栄養教室、あと児童センターの催しなどをおしまして、痩せや貧血予防についての啓発、また若いうちから健康意識を高められるような支援を行っております。女性は女性ホルモンの変化等による健康問題も多く、女性特有の疾患予防のために、町では子宮頸がん検診の21歳を対象に、また乳がん検診は41歳の方を対象に、受診のための無料クーポンを配布いたしまして、検診の受診に繋げております。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

様々これまでも取り組んでくださっていることがよくわかりました。連携してさらに取り組みを、よろしくお願ひしたいと思ひます。2番目の質問としまして、今後プレコンセプションケアについての周知や啓発が大事であると思ひます。今後の取り組みについて、見解をお伺ひいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまの質問にお答えいたします。プレコンセプションケアにつきましては、若い世代だけでなく、町民全体に周知啓発を行っていく必要があります。今後は、関係機関と連携を図りながら、学童期の思春期体験学習や、成人期での若年健診受診勧奨、栄養運動教室等各ライフステージに応じた取り組みと、プレコンセプションケアの重要性について、ホームページや広報等で周知啓発をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○5番議員（小林有紀子さん）

周知啓発の取り組みを進めていただけるとのことと、ありがとうございます。プレコンセプションケアについて、専門家である助産師による講座などの開催や、プレコンノートの活用、ホームページや広報などへの掲載などが考えられますので、あらゆる機会を使って、情報発信を行っていただきたいと思ひます。日本は晩婚化や肥満、痩せの増加、子宮頸がんの検診率の低迷など課題が多く、同ケアを母子保健だけではなく、教育や医療など幅広い分野で進めることが重要だと言われている。

最後に、富士吉田市で行われました助産師さんによる誕生学という講習会に参加をしてきましたけれども、子どもから大人まで全世代に妊娠出産の仕組みをとおして、命の誕生と生まれる力の素晴らしさを伝える生涯学習プログラムでありました。大変に感動いたしました。この助産師さんによる誕生学は、富士河口湖の二つの小学校で特色ある学校作りの授業で取り組んでいるそうです。2年生の生活科の授業の中で、命の誕生や生い立ちについて、また2年生と保護者を対象に、出産や命の誕生、自分の生い立ちを学習する授業を、受けているとのことと。参考までに、ご紹介をいたしました。今後、各課と連携して周知啓発に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告 5 番 1 番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1 番 宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

それでは一般質問を始めさせていただきます。今回の一般質問は、自転車についてになります。平成 28 年、自転車活用推進法が国で制定されました。名前どおり自転車の活用を推進していく法律であります。その法律の中で自転車のメリットとしまして、環境負荷がないこと、災害時の移動手段となり得ること、健康の増進に寄与すること、車社会による道路混雑を緩和することが挙げられています。それ以外にも、私自身は車に比べて低価格であることと誰でも乗れることが挙げられると思います。国、そして山梨県では、自転車活用を研究し実現に向けて動いています。我が町での取り組みについて、今回は質問をさせていただきます。今回はですね、二つの視点から自転車をちょっと見てみたいと思っております。一つ目が、観光、サイクルツーリズムの視点ですね。もう一つが、町民、特に子どもや高齢者の自転車利用の視点になります。この二つの視点から今回質問をさせていただきます。

ではまず大きい 1 の（1）の質問になります。町では、峡南シェアサイクル事業としてシェアサイクルが導入され、富士川道の駅、元教育会館に置かれております。今後の峡南シェアサイクルの方針についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。峡南地域シェアサイクル事業は、峡南地域の 2 次交通としてシェアサイクルを整備し、国内外からの観光客の利便性を向上させ、峡南地域の周遊促進を図ることを目的とし、昨年 3 月から運用を開始しております。この事業につきましては、山梨県および峡南 5 町における峡南ネクスト共創会議のワーキンググループで協議の上、取り組んでいる事業であります。

こうしたことから、ワーキンググループにおいて、利用実績などの状況を踏まえた上で、有効な利活用に繋がる方策を協議し、その結果をもとに、来年度以降の方針を決定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になります。去年はですね 12 月、1 月、2 月は休止でしたが、年間貸し出し実績 71 件の貸し出しの方ですね、リターンの方が 68 件だったんですけれども、利用実績がちょっと少ないように感じますけれどもその原因については何が挙げられるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。峡南地域は、中部、関東近郊であり、交通の便が非常に良い地域であります。特に中部横断自動車道の全線開通により、車で訪れることが便利になっております。そのため、観光客の多くが、公共交通よりも自家用車などを利用して訪れる傾向があります。

こうしたことから、観光地間の移動手段として車がメインとなり、シェアサイクルの需要が低くなっていることが要因の一つと考えられます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

これは利用実績が少ないというのは富士川町だけではなく、ただ、身延町は観光地があるので少し多いと聞いておりますけれども富士川町だけが極端に少ないので極端に多いのでもないというふうにちょっと聞いてはおりますが、再質問になります。今年度のですね予算では、町の負担金が10万3000円で予算計上されております。来年度以降の予算はどのように推移していくのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今年度予算に計上されている負担金につきましては、昨年度の繰越金を事業費として活用しているため、不足分を峡南5町で負担しているものでございます。しかし、来年度以降は繰越金が残らない見込みとなっておりますので、今年度の事業が有効に活用されるよう、ワーキンググループで協議を行い、効果的な方策を検討した上で、予算の推移を決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

来年度以降は繰越金が残らない見込みということですので負担金の方は通常に考えればちょっと上がってくるのかなと思いますけれども、県の補助金ですとか国の補助金みたいなところで何か使える方法がないか、ちょっともう一度検討していただければと思います。再質問になりますが、先ほど事業費の件をちょっと質問したんですけれども、シェアサイクルの事業費っていうのは主にどのようなことに使われているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。シェアサイクルの事業費は、主にシステムの運用費用とメンテナンス費用になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますが、システム運用費とメンテナンス費用ということでどちらが多く使われているのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。主にシステム運営費の方が主に使われているという現状でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

スマートフォンで登録をして決済をしますので、そのシステム費が自転車を実際に利用したり、なおしたりとかする費用よりもかかってくるということだと思います。再質問になりますが、先ほど冬季は休止をしているということでしたが、今年度からですねもう既に冬季に加え夏季も休業しておりますけれどもその理由についてお答えください。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。夏季休暇期間中は気温が非常に高くなるため、自動車利用者の熱中症リスクが高まります。安全面を最優先に考慮し、利用者が健康被害を受けないようにするため、シェアサイクルの利用を一時休止することが必要と判断をいたしました。また、夏季期間は観光客の移動手段として、特に車の利用が増加する傾向があることから、シェアサイクルの需要が低下することが予想されるため、効率的な運営の観点から休止を決定いたしました。しかし夏季休暇期間を利用してシェアサイクルの点検やメンテナンスは集中的に行い、秋以降の再開時に利用者に安全で快適なサービスが提供できるよう準備を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

自転車利用者の熱中症リスクということで確かにあの琵琶湖は非常にサイクリングが有名なところなんですけれども、琵琶湖などでもやっぱ夏のサイクリングは高温になるため進めていないという状況は、はい私も知ってはおります。ただ琵琶湖の方は民間のレンタサイクルなどが運用してますので、特に休止ということはしてないようです。利用者が増えてくれば、シェアサイクルの方も冬季も夏季もやっても特に問題はないのかなと思いますけれども。再質問になりますが夏季休止することによる費用対効果、これはどれくらいになるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。事業費につきましては、主にシステム運営費とメンテナンス費用となりますので、この期間の休業により、これらのコストを大幅に削減できると考えられます。また一方で、夏季期間中の利用収入はゼロとなりますが、暑さにより、利用者が減少することが予想されるため、収益への影響は限定的であります。さらにこの期間を利用して、システムの保守や自転車の点検を行うことで、秋以降の運営効果率を向上させ、長期的なコスト削減と安全性の向上に繋げることができることから、夏季休止によるコスト削減効果は、収益減少を上回り、全体として費用対効果が高いと考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

その利用者にもよってくるかと思うんですけれども、来年度以降も冬季夏季は休止の計画なのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。今年度の夏季休止は、高温による利用者の健康リスクを避け、安全性を確保するために実施をいたしました。また、冬季休止につきましても既に行っており、寒冷な気候による利用者の安全性確保と運営コストの削減を目的としております。こうしたことを踏まえ、来年度以降の休止期間につきましても、ワーキンググループで協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

やっぱり利用者が少ないということが一番問題になるのかなというふうに、課長の答弁を聞いて感じているんですけれども、再質問になりますが、利用者の数を伸ばすためにというのもありますけれども町のお金いわゆる税金もやっぱり投資してますので、観光客だけでなくもっと町民の方にも利用していただくような工夫はできないのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。峡南地域シェアサイクル事業は、峡南地域の観光客の利便性を向上させる目的としておりますが、町民の方にも積極的に利用していただきたいと考えます。

このことから、広報誌への掲載やSNSなどを活用したPRに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

町民の方に知っていただくためにも、乗らなくてもですね町の事業としてこういうことをやっているということで広報していくというのは大切なことではないかと思えます。秋から再開するということですので広報などに、もし掲載していくのであればぜひ8月号などに、始まる前に少し広報していただいて皆さんが少しでも乗ってみたいと思うような形で記事を書いていただければと思っております。ではですね、(2)の方の質問に移らせていただきます。自転車とですね公共交通機関の連携についてです。この自転車と公共交通機関の連携は先に述べました自転車の推進法にもかなり詳しく示されております。5月26日に市川三郷町の駅で行われましたサイクルトレインですとか、あとサイクルバスですね、この取り組みについてはですね、国交省のホームページに導入方法などについてもかなり詳しく掲載をされております。自転車等公共交通機関を組み合わせることで幅がぐんと広がっていくと感じております。先ほどですね夏はもうシェアサイクルを休止するというお話でしたけれども、夏の暑いときにもですね、富士川町には三筋という標高が高い地域がありますのでそういった地域を訪れることが可能になりますし、あの坂をですね登る体力がない人も自転車をバスに乗せることでサイクリングを楽しむことができると思います。そこで(2)番の質問になります。観光や町民の利便性向上のために自転車をホリデーバスに乗せる、もしくはサイクルラックを使用するなどサイクルバスの導入が富士川町でできないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町では、土日祝日に中山間地域と市街地を結ぶホリデーバスを山梨交通株式会社に委託することで運行しております。サイクルラックの設置につきましては、委託先にも問い合わせましたが、サイクルラックの設置には相応の費用がかかること、他の路線で運行しているバスと兼用で利用していること、また、安全上、構造上の理由により運行ごとに設置することができないことから、サイクルラックを設置しての運行は難しいとの見解をいただいております。

こうしたことから現在のところ、サイクルバスの導入は困難であります。今後は観光や町民の皆様の利便性向上に向けて、先進事例の調査研究を行い、より良いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

今はちょっと難しいという答弁だったかと思いますがけれども、シェアサイクルも利用者が少ない、ホリデーバスも今ちょっと利用者が少ないと私は感じております。その二つの利用者数を増やすためにもやはり何か工夫をしていくことは必要だと考えます。山梨県内はまだ導入実績がないと聞いております。先ほどもお話ししましたけれども、三筋がある富士川町にはかなり有効な手段だと思いますのでぜひ早急に検討していただきたいと思っております。では（３）の方の質問に移らせていただきます。自転車の利用者を増やすために、あとサイクリングをするために大切なことの一つがマップになります。自転車は車で走行するのとは異なり車通りが少ない安全な道や景観が良いところを走りたいと思うものです。しかしながら観光で来た方にはどこがそのような道か非常にわかりにくいと思います。私自身も自分で普段あまり自転車乗らないんですけれども、自転車で走ってみて、やっぱりグーグルマップが車対応であるためちょっと自転車利用にも非常に使いづらいということが実際によくわかりました。自転車が盛んなドイツでは自転車のツーリングマップが当然のように書店に並んでいるそうです。また国内で有名な自転車コースがある広島尾道と四国を繋いでいるしまなみ海道やあと琵琶湖などもですね、サイクリングマップが非常に充実しております。富士川町１周のマップ、現在あるんですけれども、自転車で走る場合町から町へと走ることが可能ですし、そのことによって爽快感を感じるということもありますので、広域のマップがあると非常に便利だと思います。観光客だけでなく町の子どもたちも自転車で安全に遠くに行くことができるのではないかと考えております。（３）の質問になりますが、峡南５町を縦断できるようなサイクルマップ作りの取り組みを実施できないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。シェアサイクル事業を促進するためには、峡南５町を縦断できるサイクルマップ作りの取り組みは、有効な方策の一つと考えます。

こうしたことから、利用促進を図るために、峡南ネクスト共創会議のワーキンググループに働きかけを行っていきますが、まずは迅速に対応するため、峡南５町などで構成する富士川地域観光振興協議会で作成している、きらり富士川や富士川エリアを歩こうガイドなどの既存の冊子を活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

峡南５町で共同で歩みを進めなければいけないということと、マップ作りも安全面などでなかなかちょっと時間がかかることだと思いますので、すぐにはちょっと難しいのかなと思いますけれども、取り急ぎすぐにできることとして今ちょっと課長も提案してくださいましたけれども、電子マップというものがあまして峡南シェアサイクルはこの電子マップっていうものを使っているんですけれども、その他にやっぱり紙マップというのがあります。富士川町を一周するサイクリングマップは紙マップがベースになってるんですけれども、

それぞれ本当に利点があります。シェアサイクルの自転車置き場にまず電子マップのQRコードを置いていただいて、それとは別に紙の冊子を設置してもらおうと利用者が二つ選んだり、どちらか一方自分の好きな方を選んだりしてできるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。シェアサイクルステーションに既存の冊子を設置をするとともに、スマートフォンなどで簡単にアクセスできるように、QRコードを提示していきたいと考えます。こうしたことにより、利用者が必要な情報をすぐにアクセスできるようにし、利便性の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

町民の中にもですね、自転車をよく乗る方も愛好者の方がいらっしゃるしまして富士川道の駅でもシクロクロスなども行われておりますので、マップを作るのであればそのような方々の意見を取り入れつつぜひ共同で作っていただけると様々な案が取り入れられるのではないかと思います。ではですね（４）質問になります給水スポットについてなんですけれども、自転車ではやっぱり飲み物が必要になります。ペットボトルなどの飲料を購入することが普通になるかと思えますけれども、プラスチックを削減する動きがある中でやっぱりゴミも増えますし、またあと自転車はですね子どもや若い人たちも利用するので、やはり無料で水を汲める給水スポットがあると良いと思います。水道という水にDOっていうのは英語でするっていうDOなんですけれどもという、ペットボトルなどの使い捨て飲料容器の使用を減らすというキャンペーンをしている環境団体があるんですけれども、その水道の方ではですね、日本の水道水が世界に誇れる安全なものであるからぜひ多くの人に利用してもらいたいということで個人のお店などをですね給水スポットとして登録してもらって、またお店にとってメリットもありましてお店に訪れる人を数を増やしているというようなことしております。琵琶湖のサイクリングでの調査ではサイクリングで訪れる方は地域の方との交流をするという結果も出ておりますし、また、あの奈良県の生駒市ではですね、給水スポットの表示を作っているいろいろな場所に掲示をしているという例があります。本町でもそのような取り組みができないかということで（４）の質問なんですけれども、自転車利用者に対して公共施設などを給水スポットとして登録して、マップやホームページなどに掲示できないでしょうかということをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。自転車利用者にとって、給水スポットの確保は、快適にサイクリングをするために必要な要素であると考えます。こうしたことから公共施設

などを給水スポットとして登録し、マップやホームページなどに掲示する取り組みを実施してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

町長からの答弁をいただきました。再質問になりますけれども、給水スポットというのは自転車をよく利用するお子さんに聞いたところ、自転車置き場の近くにあると非常に汲みやすいと聞きました。町民会館、あと道の駅、役場図書館また教育会館などの他、塩の華とか温泉にスポットをつけると観光客の立ち寄りにも繋がるかと思っております。先ほどもちょっと申し上げたんですけれども個人のお店などですね随時給水スポットとして募集しても良いと思いますけれども、その案についてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問ですいません。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。個人商店を給水スポットとすることで、商店に立ち寄る方が増え、商店街の活性化に繋がることが期待できると考えます。

こうしたことからこの取り組みにつきましては商工会と連携して進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ではそのことについてはぜひよろしくお願いいたします。（5）の質問になります。自転車利用に関して非常に大切なことがマップとあともう一つ道であります。新中学校でもですね自転車通学は見合わせることにになりました。その理由は安全面に不安があるからと聞いております。確かに朝の中学校近くの道は非常に交通量が多いと思います。しかしながらですね高校生も通学で自転車を使いますし交通量は減るかもしれませんが、現在土日の部活や子どもたち私用で出かけるときには自転車を使っているという現状です。また増穂小学校の児童さんはですね、大きな通りは自転車を押して歩くということになっています。サイクルツーリズムももちろん大事なんですけれども、まず町民の方がやっぱり自転車に楽しく安全に乗れるまちづくりが一番必要だと私は思います。道について伺います。ちょっと専門用語も多いので、あのパネルを作ってきたんですけれども、こちらがですね、甲府駅前ですが、自転車専用レーンになります。青い線が引いてあるのが富士川大橋のブルーラインになりまして、もう一つの矢印のようなものがついているのが矢羽根型路面表示になります。こちらの富士川町内にはなかったもので南アルプス市のものを写真に撮ってきました。

矢羽根型路面標示ブルーラインとも自転車の走る方向がわかりやすく示されており、車への注意喚起ともなります。自転車専用レーンについてはですね、以前神田議員が以前一般質問をしており、なかなかちょっと道路を拡張することが難しいと聞いておりますけれども、(5)の質問になりますが、安全で快適な自転車走行のために、ブルーラインや矢羽根型路面標示の増設、走りづらい段差の解消、側溝の整備などの取り組みの方向性について伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。ブルーラインや矢羽根型路面標示、段差の解消、側溝の整備などは、自転車走行の安全性や快適性を高めるために必要であると考えられます。ブルーラインや矢羽根型路面標示は、車両との交通区分が明確になるため、自動車運転者に自転車の存在を伝えられることから、交通事故のリスクが低減し、道路利用者全体の安全性が向上します。このことから、自転車の通行量によるところではありますが、必要性などを勘案する中で、比較的交通量の多い幹線道路への設置を検討してまいりたいと考えております。また、道路の段差、側溝や側溝ふたの破損などは、自転車の走行安全性が損なわれる可能性があるため、事故などの危険性が高まることから、情報提供をいただきながら、随時対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

答弁ありがとうございます。ヨーロッパではですね、交差点を安全に渡れる工夫ですとか弱者である自転車が今日本ではですね、2段階右折をしてるんですけども、そういった2段階右折をしないでスムーズに曲がれる交差点なんかも開発されております。日本でもですねサイクリングが非常に有名なしまなみ海道などでは、トンネルに入る前に標識をつけるなどアイディアを出しながら安全に快適に走れる工夫をしています。やはり先ほど課長がおっしゃっていただきましたけれども、幹線道路が中心になるということですから子どもや高齢者はですね、多く使うちょっと危険な道をまず早急にやっていただきたいと考えております。ではですね、(6)の質問になります。もう一つですね、自転車を安全に乗るために必要なことは交通規則を知ることです。自転車は誰でも乗れますということは試験がないということです。知らないがゆえに間違った乗り方をしてしまう可能性が非常に高いです。特にですね、日本の自転車のルールは、歩道走ってよい場面があったりですね、非常に複雑であります。さらにですね、免許の返納者が増えまして、自転車に乗る人はますます増えていくと考えられます。またですね今年の5月ですね、改正道路交通法が参議院を通過しておりまして、特にですねスマートフォンを見ながらの運転や酒気帯び運転に対して2年後ぐらいに反則金の支払いが導入されることになりました。ですので、交通ルールを知ることが非常に大事になっているかと思っております。外国籍の方なども自転車乗る方多いと思いますので、ぜひルールを知ってもらうことが必要になると思います。そこで(6)の質問になり

ますが、町民を対象とした自転車の乗り方の教室が開催できないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長、長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。町では、鰵�沢警察署や山梨県警察の交通安全教育者さちかぜ号と連携し、子どもや高齢者を対象とした交通教室を行っております。自転車の乗り方教室については、実技等の指導があることから、県警において管内の警察署や山梨県総合交通センターにおいて募集開催しており、個人団体や人数に制約なく随時実施していただいているところでございます。

こうしたことから今後は、広報誌や町ホームページにて、県警の取り組みや申し込みが可能であることをお知らせすることとし、県警や各種団体と連携の強化を図りながら、町民の交通安全意識の向上と事故防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

私もですね、警察のちょっとホームページを見たり、警察の方に問い合わせたんですけれども、1人からちょっと受けていいっていうのは、私もその情報としてちょっと入らなかったものでぜひ大きく広報をしていただいて、やっぱ不幸な事故が起きないように安全に自転車に乗れるようにしていただきたいと思っております。今ですねやっぱ子どもたちも危険だからという理由で保護者の方に車で送迎してもらおうということが本町では非常に多いと思っております。確かに送迎すれば安全かもしれませんがやっぱり自分の意思で自由に移動ができるってこの体験はやっぱ子どもたちもぜひさせてあげたいと思いますし、先ほど小林議員の質問でもありましたが、高齢者の方も何歳になっても自分で移動できるということが元気の元になると考えます。またそうですね、自由に出かけて何か困ったことが起きたら町の人が助けてくれるような温かい町になることを期待して、大きい一番の方の質問を終わります。

次にですね、大きい2番の方の質問に移らせていただきます。大きい2番の方の質問は超短時間雇用就労についての質問になります。働くということは経済的な側面だけではなく、社会に触れ合う人と出会う世界が広がるという人生の満足度を上げる一面も持っております。障害や難病ひきこもりなどの理由で短時間雇用しか労働が難しい方もいらっしゃいますし、働き方のスタイルも変化し、子育て、介護看護をしながら働く方、働きたい方もいらっしゃいます。またあのコロナ禍でですね、いろいろな職業体験などができなかった子どもたちが現在ですね就職をするようになっております。子育て支援や教育の現場の職員からは子どもたちの経験不足を非常に心配する声が聞かれております。実際に山梨県の短期大学や専門学校大学などでですね、保育看護介護利用など人と接する仕事を希望する学生が減少傾向にあり情報など人と接しない、この学部を志望する学生が増えていると先生からも聞いております。体験がなかなかできなかった若者が就職の前に職業体験として短時間働くことは仕事を

辞めてしまうことを防ぐことにもなります。そこでですね（１）の質問になります。長時間労働が難しい方のために、超短時間雇用を本町で取り入れる考えがあるか伺いたいします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。超短時間雇用とは、週２０時間未満の雇用のことであり、働く能力はあるが、個々の状況などから、長時間の就労が難しい方に、多様な働き方を創出するものであり、企業にとっても、人手不足の解消や、業務効率化の改善などのメリットがあります。しかし、先進的に超短時間雇用の求職者と企業をマッチングしている自治体もありますが、課題も多いことから普及していないのが現状でございます。こうしたことから、町でも先進自治体の取り組み状況や国の動向を踏まえ、超短時間雇用について調査研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○１番議員（宇田川朱恵さん）

先進的に超短時間雇用を取り入れている自治体はですね、神戸市、川崎市、品川区、渋谷区などかなり都市部の自治体が多いと思いますけれども、求職者を障害者に限らない仕事コンビニという企業が提案している方式があるんですけれども、こちらの方は岡山県の奈義町、北海道の東川町、鳥取県の南部町など、かなり人口規模が小さい自治体が入っておりますので、その辺りも参考にいただければと思っております。再質問になりますけれども、先ほど課長がおっしゃいました課題とは具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。先進地自治体の事例によりますと、週４０時間、１２か月を通して働くことが日本の雇用として浸透していること、企業の障害者雇用では、週３０時間以上かつ、障害者手帳を持つ個人が障害者雇用率にカウントされるため、超短時間雇用が採用されにくいなど、社会的課題があると考えられます。また、先進的に企業と求職者をマッチングする自治体であっても、実際には中間支援を行う公的団体や民間団体が、企業と求職者のマッチングを行っており、自治体はその団体の支援を行っているのが現状であります。

こうしたことから、社会全体で、超短時間雇用を促進するための仕組みを整えることが課題であると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○１番議員（宇田川朱恵さん）

中間支援を行う公的もしくは民間団体がどの自治体でも行っていることは事実であります。新たに作るということも考えられますけれども、町には既に様々な団体がありますので、

どのような団体が良いかということも併せて調査研究いただければと思っております。では（２）の方の質問に移らせていただきます。超短時間雇用はですね就労先、求職者だけでなく町民の理解も必要になってくると考えますけれども普及啓発について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。超短時間雇用につきましては、多様な働き方を可能にし、地域全体の人材確保に大いに役立つと期待されております。この施策を効果的に導入するためには、町民がこの雇用形態を理解することで、企業と求職者双方が安心して利用できる環境が整い、地域社会全体で働き方の多様化を支える体制が構築され则认为ます。

こうしたことから、施策が具体化した際には、普及啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○１番議員（宇田川朱恵さん）

超短時間雇用です仕事の内容としては、今まで１人の方が行っていた仕事を、単純な仕事ですとか任せられる仕事という形で切り分けて行っております。例えばですね、パン屋さんではパンの成形のみをお願いする、鰻屋では鰻を焼くことのみをお願いする、図書館では見られた本の整理のみをお願いするというような形になっております。富士川町内でもですね、農業が盛んですので農業の収穫のみをお願いするですとか、あと学校周りに落ち葉がひどく落ちているのでありましたら、落ち葉の掃き掃除をお願いするなどいろいろなことが考えられると思いますので、ぜひ普及啓発などもお願いしたいと思っております。ではですね、（３）の質問に移らせていただきます。今回ですねこの質問をするきっかけの一つが、ひきこもりの方の仕事の選択肢が非常に少ないということでした。地方の都市ではですね、ひきこもりの方は統計に表れない方も多くいると言われておりまして、地方では出かける場所も少なく、非常に難しい問題と言われております。雇用の選択肢が多くあれば、向いている やりたい仕事を選ぶことが、仕事に就けるようになるということはご本人やご家族に大きな喜びにもなりますし、社会にとっても就労人口が増えるということは、プラスになると思っております。（３）番の質問になります。ひきこもりなどの場合、就労前相談から就労後のフォローまで身近に超短時間雇用の支援するコーディネーターが必要と考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。引きこもりや障害のある方が就労に限らず、様々な相談ができ、支援する体制があることは必要と考えております。しかし、一つの町で支援体制をつくることや、相談支援専門員など専門職を雇用することは難しいため、町では平成

28年度から、峡南圏域相談支援センターへ業務を委託を行い、就労に関する情報提供などを様々な支援を行っているところでございます。このセンターによって、引きこもりや障害のある方へ、よりきめ細かなサービス提供や支援ができていていると考えております。

こうしたことから、現段階では同センターの相談支援専門員がコーディネーターの役割を担っているものと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

もう既にできているということですので、もし超短時間雇用が実践したときはぜひ積極的にですね、引きこもりですとか、あと障害のある方なども雇用していただければと思っております。最後ですね（4）番の質問になります。ホームページについての質問なんですけれども、北杜市や南アルプス市の就労のホームページは就労のイベントを開催するということなんですけれども、かなり情報があり自治体として活気があるような感じを受けます。あとですね、私が調べたところ宮崎県小林市のホームページには地元の企業情報が掲載されておりまして、求職者だけでなく移住希望者にも移住検討の具体像が浮かびやすいと言われております。（4）の質問になりますが、本町のホームページに超短時間雇用の地元企業情報などを掲載する取り組みができないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町のホームページにおいては、一部の企業や商店だけを取り上げて掲載することは、公平性の観点から問題があると考えております。

こうしたことから、現在、企業の情報は掲載しておりませんが、就労支援を行っているハローワークや就労関連団体と連携し、町のホームページで地元企業の雇用情報を提供できる方策があるか検討してまいります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ホームページだけではなくってですね、ぜひ就労については、ハローワークや商工会などと連携して行っていただいて、少しでも良い情報があればみんなでシェアができれば良いのかなというふうに感じております。物価高騰などで少しでも働きたいと思う方は増えておりますし、また空前の人手不足と言われております。以前は働くことが難しくて諦めていたという選択をしていた方にも働きたいという意思がある方には少しでも機会を提供できるような社会になることを期待して私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告６番 ３番 依田誠司君の一般質問を行います。

３番 依田誠司君。

○３番議員（依田誠司君）

最後の質問になります。今日は住宅耐震の拡充についての質問２問だけをいたします。皆さんもご存知だと思いますが、元旦に発生した能登半島地震では、マグニチュード７．６、最大震度を７を観測しました。この地震により、５月９日現在で２４５人の尊い命が失われ、未だに安否不明者は３人おります。中でも、住宅被害は１２万７９０棟の被害が確認され、今なお４１３０人の方が避難生活を余儀なくされています。避難地は高齢化が進み、耐震基準を満たさない住宅の割合が非常に高く、公表された死亡の状況を見ると、家屋倒壊が９割を占めております。これを受けて専門家は、行政による支援の強化を訴えています。過去には、１９９５年の阪神淡路大震災２０１１年の東日本大震災、２０１６年の熊本地震、２０１８年の北海道胆振東部地震など想定を超える地震が多く被害をもたらしました。大地震が起こるたびに、耐震の問題、津波対策、避難所等の対策を講じてきていましたが、今のままでは不十分であると感じています。しかし地震に備えるためには住宅の耐震は差し迫った重要な課題だと思います。山梨県では、平成２２年から住宅の耐震補助金を拡充し、町が窓口となり、県と町が協働して、耐震改修を推進してきました。また、その後の地震災害を受け、町では山梨県の新しい補助金制度に基づき、本年令和６年度から補助金を１００万円から１２５万円に引き上げ補助率も約６０％から１００％に引き上げてきました。以下２点について伺います。改修費用の補助金について、金額内容の更なる拡充の考えがあるか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、耐震改修工事費等の補助金を今年度から１２５万円に増額したところであります。これまで改修工事費が補助金以上にかかるケースがあることは認識しております。しかし、住宅の一室だけを耐震にするシェルター設置事業や、既存の壁や床、天井を最小限で補強することができる工法など、低価格で行える耐震工事の事例もあるところであります。

こうしたことから、低価格で実施できる事業や工法などを住民に周知するとともに、多くの方々に耐震改修を行っていただけるよう、補助の充実についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○３番議員（依田誠司君）

再質問です。参考に申し上げますが、町の資料では、残念ながら補助金制度が始まってからの耐震診断の件数は、平成２２年から令和５年の１４年間で６８件しかなく、改修まで至ったのはわずか１２件です。以下年度別の詳しい内容です。耐震診断件数、平成２２年は０、２３年は２、２４年は１１、２５年は３、２６年は１０、２７年は１８、２８年は５、２９

年は4、30年5、令和元年是3、令和2年3、令和3年は10、令和4年3、令和5年は1の68件です。耐震改修の件数と耐震費用改修工事費用の支払い総額ですが、平成22年は0件で、23年度も0件、24年は2件ありまして、1件は243万8000円で、先ほど言われたように、1件は耐震シェルター1室だけを耐震化する工事、それが1件あります。それが38万1000円で、平成25年は2件ありまして121万円と128万円、26年は1件ですけどちょっと資料が見当たりませんでした。これ1件だけありました。27年は1件で143万円平成28年は2件で373万9000円ともう1件181万円です。29年は211万4000円、30年は378万1000円、令和2年は489万円と517万8000円、令和2年以降は0件です。合計で12件。なんで耐震が進まないのでしょうか。これを見るとやっぱり改修費用が大幅に上回るってことがすごく大きな原因だと思います。特にここへ来て、材料費等いろいろなものが上がりまして、令和1年でも400万500万と、全て耐震じゃないとは思いますが、私に聞かれています。私の調べた範囲ですけど、住宅構造の大きさや大きさの違いや構造で違いがありますが、一般的な住宅で300万円ほどかかるそうです。これをいかが考えますか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○3番議員（依田誠司君）

すいません再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

改修工事が高くなる場合には、町からの補助金の他に、所有者が負担するお金も多くなり、躊躇することが耐震化が進まない要因の一つであると考えております。

こうしたことから、まずは耐震改修が安く行える事業や、工法などを住民の皆様に広く周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい今の意見はよくわかりましたけど、ぜひ前向きに検討を希望します。次の質問に移ります。今の補助金交付要綱では、昭和56年の建築基準法改正以前に建築の住宅しか対象にならず、要件が大変厳しいです。交付要項の要件を平成12年の建築基準法改正以前に建築の住宅に改正し、補助金の適用条件を拡充すべきだと考えます。この建築基準法は、最低限の基準を定めた法律であります。これに基づいた建築物といっても、地震で倒れにくいというだけであり、住み続けることを保障する法律ではありません。昭和56年6月1日に導入の建築基準法改正により、耐震基準が改正されましたが、この新耐震の基準が不十分なためにこの後も地震による住宅被害が多く発生しました。そこで、平成12年6月1日の新耐震基準の改正で、それ以前は義務でなかった。壁の配置基準や接合部分の金物固定が新しく制定されたという経緯があります。これは今ちょっとわかりにくかったかもしれないけど、

新耐震基準が５６年以降にできたんですけど、その前半部分、平成１２年のまでの耐震基準とそれから耐震基準が少し変わりまして、今言ったみたいに配置基準や壁の接合部分金具固定とかそういうのが義務づけられました。それなので、平成１２年に建築の住宅は耐震性は低いのは明かです。この経過を考えると、今の要件は早急に改正すべきだと思います。町が町の町民の高齢化が進む状況では、安全安心なまちづくりを進めていくことが重要であり、速やかな対応が必要であります。

２の質問にですけど、新耐震基準の昭和５７年から平成１１年までに建てられた木造住宅に耐震診断および改修工事の費用の補助の考えがあるか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では現在、旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断および改修工事の費用補助を行っているところです。旧耐震基準は、耐震性が不十分な建物とされており、昭和５６年６月以降は、耐震性の図られた新耐震基準の建物として区分されております。さらに、平成１２年には耐震性向上のため、新耐震基準が見直されたところではありますが、現在、国においては、旧耐震基準となる住宅を令和１２年度までに解消する目標を定めているところであります。

こうしたことから、町でも、旧耐震基準の住宅の耐震化を優先とし、新耐震基準の住宅に対する耐震費用補助については、今後の検討課題と考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○３番議員（依田誠司君）

再質問です。平成１２年の改正前の耐震基準で建てられた木造住宅も、地震での倒壊が多く発生しているのは報道でも明らかになってると思います。まずはもしできなければ、まず耐震診断だけでも進めていくことはできないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。町内にはまだ多くの旧耐震基準となる住宅があるため、国と同様に、旧耐震基準の住宅の耐震診断、耐震改修を優先的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○３番議員（依田誠司君）

再質問です。再質問ということではない。事情はわかりますが、本町には木造住宅が５１００棟、昭和５５年以前に建てられた建物２１００棟、５６年から平成１１年までは１５００棟、平成１２年からは１５００棟、合計で５１００棟です。費用はかかる町の負担も多いと思いますけど、これが実際起きてくることを考えてみると、その家が倒壊することによっ

てその人的資源とかあとは費用とか、他に助けられるものも助けられてなくというようなことも起きるんで早急に変えて考えていただきたいということと、もう一つは耐震診断だけでもしとくと結構いいというような話も聞いてます。なぜか自分の家は耐震1が耐震診断の基準など1だと倒壊しないと一応ね、だけど家が例えば0.4とか4.5とか、うちの近所なんですけど言うけどそれは震度6で倒壊するといわれています。そういうそれでそのうちは、1階じゃなくて2階に寝るようにしたとか、あと玄関先に1階だけの玄関の近くとかいうことを考える。能登半島地震のことも聞いてみると、やっぱそういうふうに考えてるところが意外に避難ができたとそれだけの意識が高いってことが一番だと思いますけどということも考えたことでそういうこともありますんで、ぜひ予算のこともあるかもしれないけど、町民にそういうことを伝えていく。耐震診断だけでもしてもらえることはいいかも知れないと思ってます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告6番 3番 依田誠司君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で一般質問は終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に例、ご苦労様でした。

散会 午後 2時02分

令和 6 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 1 日

1 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 令和5年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 令和5年度富士川町一般会計継続費繰越費の件 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 5 | 報告第 4 号 | 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 5 号 | 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 7 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 8 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 9 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 10 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 11 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 12 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第 13 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 14 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 15 | 承認第 11 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町損害賠償の額を定め和解することについて） |
| 日程第 16 | 議案第 46 号 | 富士川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 承認第 47 号 | 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 18 | 議案第 48 号 | 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

日程第 19 議案第 49 号 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結について

日程第 20 議案第 50 号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司
財 務 課 長	深 澤 千 秋	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	望 月 聡	防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長	原 田 和 佳	福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長	一 之 瀬 三 千	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎	都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦
上 下 水 道 課 長	長 澤 康	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 依 田 正 紀
書 記 井 上 直 子

開会 午前10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に相互に挨拶を交わします。起立願います。

相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年第2回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

質疑の回数は富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 報告第1号 令和5年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第3 報告第2号 令和5年度富士川町一般会計継続費繰越費の件

日程第4 報告第3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第5 報告第4号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第6 報告第5号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の5件は報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから報告第1号から第5号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号から第5号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富士川町一般会計補正予算第 1 2 号）
- 日程第 13 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富士川町介護保険特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 14 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号）
- 日程第 15 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町損害賠償の額を定め和解することについて）

以上の 9 議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから承認第 3 号から第 11 号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

それではまず、承認案件の第 7 号について。国民健康保険条例の一部改正ですけれども、タブレットの 1 2 3。内容的には 1 2 8 までありますけれども、7 割減税の人はこれまでと変わらないと、ただ 5 割あるいは 2 割軽減の人たちについては、所得基準の見直し、判定基準ですね、の見直しを行うとなっていて、気になるのは、町内において、どのくらいの世帯が影響するのか、あるいは全体的に金額的にはどのような形になるのか説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

ただいまの質疑にお答えいたします。課税限度額の引き上げによる影響する世帯は増税となる世帯ですが 18 世帯となっております。あと軽減判定所得の基準の見直しで減税となる世帯につきましては、8 世帯となっております。以上でございます。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

すみません。今、世帯数の数がちょっと聞こえなかったもので、よろしくお願いします。

○町民生活課長（原田和佳君）

課税限度額の引き上げで増税となる世帯は18世帯。で、軽減判定所得の基準の見直しで、減税となる世帯は8世帯となっております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これによって例えばですね、国民健康保険税の収入というのはどういうふうに変化するの
かちょっとお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

ただいまの質疑にお答えいたします。課税限度額の引き上げによる税収は約30万円の増
を見込んでおります。令和5年度課税の試算になりますが、課税限度額を引き上げることで
の税収は約30万円の増を見込んでおります。軽減判定基準の見直しによる税収は、こちら
も令和5年度課税の試算となりますが、こちら約30万円の減を見込んでおりまして、トー
タルでは税収の方、あまり大きな影響はないと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございますもう一点、今度は承認案件11号についてちょっとお伺いしたい
んですけれども、今度の何て言うかな、公告等に使う、

○議長（堀内春美さん）

ページ数は。

○9番議員（齊藤欽也君）

すいません、ページ229ページでお願いします。すいませんでした。損害賠償の額を定
め、和解することについてということなんですけれども、確か5月27日でしたが全員協議会
ではこの説明がありました。急ぐということで4月22日付で支払いを行ったということ
を承知しているんですけれども、ただこういう案件を議決するんだということを実は私、承知
していなくて、和解することについての議決が必要だってことは承知してなかったんですけ
ども、必要であるとするならば、ちょっとなんていうか、タイムラグというか、支払いある
いは議員の説明、このタイムラグがちょっとある、ってということについてちょっと違和感
を持っているんですけれどもその辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回のこの著作につきましての損害賠償、相手側
から求められた経過ですが、5年度の中でいくつかの議会の後でこの経過の方を説明させて
いただきました。

ある程度昨年度の後半、最後の3月くらいでしたか、その段階で、ほぼ和解金額、その部

分については固まってはきておりましたが、その前の議員さんのおっしゃられた、9月の時点でほぼ大体100万の前半台にも持っていけそうな方向で進みそうだということで、今回町としましてはこの和解金につきましては、当初予算の方でちょっと計上させていただいた経過がございます。

その中で年度が変わりまして、6年度から具体的に相手側の弁護士との話し合いの中で今回に至った経過ですが、まず相手側のその支払い4月の22日までというその部分が、かなり強い相手側の要求でしたので、今回の形の専決でのご承認という形にはなりました。本来であればこの和解の額を定めて、額を定めて和解するってところで補正予算等の対応も考えられた、ことと、今思えば考えられるんですが、このときの対応としましては、当初予算の中での計上させていただいて、現在の承認の案件というこういった出し方になりました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

私もこういう手続きが必要だってことを承知してなかったんで、あまり何ていうかな、立派なこととは言えないんですけども必要であるならば、今言ったように、できるだけ早い段階で対応していくのが議会としてのあり方だろうと思うんで、その点留意をよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって承認第3号から第11号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第16 議案第46号 富士川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

これから議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第46号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第17 議案第47号 令和6年度富士川町一般会計補正予算第2号

日程第18 議案第48号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第1号

以上の2議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第47号及び第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ではタブレット246ページのですね、よろしいでしょうか、2款総務費5項企画費の、中の補助金ということで、一般コミュニティ補助金で小林区250万円、大久保区110万円とありますが、その他の区からは要望とかはなかったのでしょうか。これは一体この2区は、何に使われるんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。本来このコミュニティ事業ですが、前年度の丁度6月の区長会等でご紹介、各区長さんの方に説明する中で、それぞれの区から希望とります。昨年度の段階では、この小林区、大久保区の方から要望が上がってまいりました。

内容としましては小林区の方では地元等で活動されております、あの太鼓について、その太鼓の一部を購入することとその附属品に関わるもの、もう一つ大久保区の方では、人が手で押す形の草刈り機ですね常用ではなく手で押す大型の草刈り機、この2台の要望が上がってきました。これにつきましてこのコミュニティの助成事業の方へ申請を出していたところ、今年の頭になりまして採択されたということで、今回の補正の中で歳入部分、また歳出部分の補助金という形で計上させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

すいません丁寧な説明ありがとうございました。他には、他の区は上げ、要望が特になかったということでよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。申し込みの方は、他にはございませんでした。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは2点ほど質疑させていただきます。議案第47号令和6年度富士川町一般会計補正予算第2号についてまず、243ページ県支出金の県補助金の中の総合費県補助金で山梨県警察防犯カメラ設置促進事業で30万って入ってるんですけども、ふれあい体育館の修繕が多分51万円とかなんですけどこれに当たる費用なのかどうか、どこの設置なのかを教えてください。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の内容についてですけども、247ページの児童館管理費の中の修繕料防犯カメラを設置するものとなります。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

すいません。先程、ふれあいなんて言ったんですけど、児童館でした。すいません。新たに設置する修繕だから直すのか新たに設置するのか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。修繕で計上させていただいております。今設置してある防犯カメラが壊れまして、新しいものを設置することになっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

わかりましたありがとうございます。次に245ページ歳出の中の総務管理費4目の諸費、弁護士報酬27万5000円がまた補正でもらわれているんですけど、これがもし、官製談合の関係の弁護士費用であれば、当初に23万ぐらいもらってるんですけども、その今どんな状況か、教えていただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、補償についての27万5000円につきましては、弁護士の着手金になります。それから消耗品の方は、訴訟の申請をする際の印紙代11万円ということで計上させていただいたんですが、昨年度、損害賠償の調査、事前調査の委託をしまして、年度末までちょっとギリギリまで報告書が上がってきませんでしたので、その部分で、5年度予算には着手金と印紙代は計上してありましたが、

訴訟申請までには、至りませんでしたので、今回補正で盛り直しをさせていただいたところ
であります。今定例会の町長の所信でも申し上げましたとおり、報告書の内容を吟味して、
訴訟に向けた申請の方へ取り組みさせていただきたいということで、この費用が必要になる
ということで、着手金と申請印紙代ということで計上させていただいたところでございます。
以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

ありがとうございます。実際この問題はどこまで続くのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。昨年度末、上がってきてきました報告書、弁護士の
報告書によりますと、少なからず5年程度の時間が要するのではないかというような、見込
んでいる報告書が上がってきていますので、数年は掛かるとは考えております。以上となり
ます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

町にとってだいぶマイナスな部分でしたので、この辺も早めに払拭できて払拭というか、
決着がついて、また町がどんどん前に進めればと思いますので早めによりしく願います。
以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第47号令和6年度富士川町一般会計補正予算第2号に関わって質問します。タブレ
ット249ページ10款教育費5項保健体育費14節工事請負費ふれあい広域体育館LED
照明交換工事151万3000円。この財源を見ますと、地方債、それから一般財源でやっ
てられてますが、スポーツ振興ということを考えて何らかの補助金が取れなかったのか、ス
ポーツ振興補助金は金額的に大きくないので、そういう申請ができない。かなとは感じてお
りますが財源的な補助金等を視野に入れなかったのかどうかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。補助金につきましては、検討しなかったわけではござ
いません。そういう該当する補助金があったということで、地方債ということで計上をし
たところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

検討したけれど該当する補助金は当たらなかったということですよね。はいわかりました。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第47号及び第48号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 議案第49号 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結について
を議題とします。

これから議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、議案第49号富士川町の東別館解体工事請負契約の締結についてちょっと質問をさせていただきます。ページについてはですね258ページタブレットですね。まず一点ですけども、今回落札されたのは鈴健興業さんですね、この鈴健興業さんっていうのは当然入札の条件には入っていると思うんですけども、解体とか、今回の規模のアスベストを含む解体工事の経験とかその辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。鈴健興業さんは県の大型解体事業等をとっておりまして、実績からいきますと、旧市川高校の校舎の解体、とかですね市川三郷で県で発注した解体工事の大型工事を受注しておりますので、実績から言って申し分ない業者であるということであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

二つ目なんですけども、今回落差されてですね、その価格がここに契約金額でいうと1億5137万7600円という金額ですね。当初の予定、我々が承認した予定金額はだいぶ低いところなんですけども、それはそれで理由を説明していただいたんで、いいんですけども今回ですね、4社応札があったということですね。それぞれ今回鈴健さんは入札予定価格の80%で落札されました。それぞれの4社のいくらで入札されたのか、この金額を教えてくださいなんですが。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。今、入札の部分の公表はまだですが、手元にちょっとその点検表等を持参してありませんので、後刻説明させていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

わかりました。それでは後で、お聞きしたのはですね、どれくらいの差で皆さん入札されたのかをちょっと知りたくてお聞きしております。私の質問は以上で終わります

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 4 9 号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 0 議案第 5 0 号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に対する協議についてを議題とします。

これから議案第 5 0 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第 5 0 号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会とします。起立願います。相互に礼、ご苦労様でした。

散会 午前 1 0 時 2 8 分

令和 6 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 4 日

令和6年第2回富士川町議会定例会（4日目）

令和6年6月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 3 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 7 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第 8 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 9 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第10 | 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町損害賠償の額を定め和解することについて） |
| 日程第11 | 議案第46号 | 富士川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第47号 | 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第48号 | 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第49号 | 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第50号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について |
| 日程第16 | 同意第 4 号 | 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |

日程第 17 同意第 5 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の
選任につき議会の同意を求めることについて

日程第 18 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 19 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
税務課長	望月聡	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	原田和佳	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	一之瀬三千	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	山形謙一郎	都市整備課長	井上勝彦
上下水道課長	長澤康	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 依田正紀
書記 井上直子

開会 午前 10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和6年 第2回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には大変お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

慎重にご審議いただきました第2回定例会も、本日が最終日となりますが、引き続きご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定員定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日、追加案件として、人事案2件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。
ご審議をよろしく願います。

ここで管財課長、渡辺成昭君から小林和良議員の答弁保留の質疑について、答弁したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

3日目の質疑の際、小林和良議員より、他社の入札金額を教えてほしいという質疑がありましてありましたが、資料を持ち、持ち合わせてないため、後刻説明をいたしますと答弁をさせていただきましたが、現在の公表基準富士川町の建設工事等に係る入札および契約の結果等の公表要領におきまして、公表時期は契約後遅滞なく公表するものとするということになっておりますので、契約前の段階で説明させていただくことはできないというふうにお答えをさせていただきたいと思えます。なお、公表につきましては、契約後直ちにホームページの方へは掲載、また管財課の窓口に関覧場所となっておりますのでこちらの掲載は速やかに行うということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例

の一部を改正する条例)

- 日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う富士川町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第 8 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 9 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第10 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(富士川町損害賠償の額を定め和解することについて

以上の9議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから、承認第3号から第11号までについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なし、と認めます。

以上をもって、承認第3号から第11号までについて、討論を終わります。

これから、日程第2承認第3号から日程第10承認第11号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、承認第3号から第11号までは、原案のとおり承認されました。

○議長(堀内春美さん)

- 日程第11 議案第46号 富士川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

これから、議案第46号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第４６号について、討論を終わります。

これから、日程第１１議案第４６号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、第４６号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１２ 議案第４７号 令和６年度富士川町一般会計補正予算（第２号）

日程第１３ 議案第４８号 令和６年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

以上の２議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第４７号及び第４８号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第４７号及び第４８号について、討論を終わります。

これから、日程第１２議案第４７号及び日程第１３議案第４８号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第４７号及び第４８号については、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１４ 議案第４９号 富士川町東別館他解体工事請負契約の締結について
を議題とします。

これから、議案第４９号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

以上をもって議案第４９号について討論を終わります。

これから、日程第１４議案第４９号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１５ 議案第５０号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
を議題とします。

これから、議案第５０号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

以上をもって議案第５０号について討論を終わります。

これから、日程第１５議案第５０号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１６ 同意第 ４号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選
任につき議会の同意を求めることについて

日程第１７ 同意第 ５号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選
任につき議会の同意を求めることについて

以上の２議案は、富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の同意案件で
ありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４号および第５号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第１６同意第４号および日程第１７同意第５号について、一括して採決し
ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４号及び第５号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第１８ ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第１９ まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第２０ 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の３議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、すべて終了しました。

条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位には、議案説明、答弁などにご協力をいただき、ありがとうございました。

これから暑い夏に向かいます。健康には十分ご留意され、町政の推進に、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和６年第２回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼、ご苦労さまでした。

閉会 午前１０時１３分